

第4章 災害応急対策計画

第1節 組織動員計画

[実施主体：総務班]

1 嘉手納町災害体制の設置規模及び基準

(1) 災害準備・警戒体制（第1 配備）→ 指揮権者：総務班長

災害対策本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務課事務局）により災害準備・警戒体制をとるものとする。また、防災担当者は、基準以下の地震等の災害を覚知した場合においても情報収集を行い、状況について町長等へ報告するものとする。

《設置基準》

- ① 本町域において震度4を観測した場合（地震に伴う津波の心配はない場合）。
- ② 沖縄気象台から嘉手納地区に大雨・洪水及び高潮注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないとき。
- ③ 津波注意報が発表された場合（必要に応じて、第2 配備へ移行する。）。

(2) 災害警戒本部（第2 配備）→ 指揮権者：総務班長

災害対策本部の設置に至らない災害規模の発生又は発生するおそれのある場合、必要に応じ、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の要員は、情報、連絡を担当する少数の人数をもってあて、「嘉手納町災害対策組織体制及び所掌事務」における配備要員によるものとする。

また、設置基準は次のとおりとする。

《設置基準》

- ① 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認める場合。
- ② 本町域において震度5弱を観測した場合。
- ③ 嘉手納地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨、又は洪水、津波、その他の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき（必要に応じて津波注意報発表時も含む）。
- ④ 暴風、大雨、地震、津波、その他の異常な自然現象により、町の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ⑤ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要のあるとき。

(3) 災害対策本部（第3 配備）

災害警戒本部までの災害規模及び対応策を上回り、町全組織における応急対策の実施が必要なとき、町長を本部長として全職員をもって組織する災害対策本部を設置する。設置基準は次の通りとする。

第4章 災害応急対策計画

《設置基準》

- ① 町全域にわたって風水害等により大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合。
- ② 沖縄本島地方に津波警報が発表された場合。
- ③ 町域内において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上を観測した場合。

2 嘉手納町災害対策本部〔災害対策本部（第3配備）の設置要綱〕

災害対策基本法第23条及び嘉手納町災害対策本部条例の規定に基づき、町長を本部長として組織される。

防災会議と緊密な連携のもと、地域防災計画の定める町域に関わる災害の予防及び応急対策を実施する。

(1) 組織及び所掌事務

《設置事項》

- ① 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は町長を、副本部長には副町長をもって充てる。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各課長、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ③ 本部長（町長）が、出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行うものとする。
この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得るものとする。

a)町長 ⇒ b)副町長 ⇒ c)総務課長

- ④ 本部会議において協議すべき事項は、災害応急対策の基本的事項とする。

ア) 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
イ) その他本部長が必要と認める事項

- ⑤ 本部の組織編成及び所掌事務は、資料編（5～12頁）の《嘉手納町災害対策本部組織体系図》及び《嘉手納町災害対策組織体制及び所掌事務》によるものとする。
- ⑥ 各部は原則として、本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種類等により、本部長が指示した部は、設置されないものとする。

第4章 災害応急対策計画

(2) 本部の設置及び閉鎖

実施事項	実施内容
本部の設置	災害対策基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において町長が設置する。 ア) 町内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 イ) 町域内において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上を観測したとき。 ウ) 沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合。 エ) 町内に災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき。 オ) 県本部が設置された場合において、町対策本部の設置の必要を認めたとき。
本部の閉鎖	本部の閉鎖について、次の事項に従い町長が閉鎖するものとする。 ア) 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。 イ) 災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき。

(3) 本部設置・閉鎖における通知及び公表

本部を設置又は閉鎖したときは、県、関係機関及び住民に対し、次の通りに通知公表するものとする。

《通知又は公表先・通知又は公表の方法》

通知又は公表先	通知又は公表の方法
各班への通知・公表	庁内放送、電話、防災行政無線、庁内LAN（メール等）、その他迅速な方法
地域住民への公表	防災行政無線、広報車、ホームページ、ラジオ、テレビ、その他迅速な方法
県への通知	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（電話・FAX、メール含む）、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話・FAX、ネット配信（ホームページ・メール等）、その他迅速な方法
嘉手納警察署	//
その他関係機関	//

(4) 本部の設置場所

本部の設置場所は町役場庁舎とし、本庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、他の公共施設を使用するものとする。

なお、その他の施設が必要な場合その使用可能性を調査し、可能な場所に設置する。

3 災害対策の動員計画

(1) 配備の指定及び区分

災害対策への体制を迅速に整えるため、体制基準にともない、対策本部長（町長）は直ちに配備の規模を指定する。

第4章 災害応急対策計画

(2) 災害対策体制配備基準

災害準備体制をはじめ、災害対策本部の配備までの基準を定めるものとする。

また、防災担当者は、第1配備の体制の基準以下であっても地震等の災害を覚知した場合には、情報収集を行い、状況を町長等へ報告するものとする。

《災害対策体制配備》

体制区分	配備区分	気象情報・災害の種類		配備・体制内容
		災害全般	地震・津波	
災害準備・警戒体制	第1配備 (初動配置)	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄気象台から各種注意報の発表があり、災害の発生が予想されるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町域内において震度4を観測した場合（津波の心配がない場合）。 ・津波注意報が発表された場合（必要に応じて第2配備へ移行）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報の収集・連絡等における担当配置。 ・その他職員は自宅待機。
災害警戒本部	第2配備 (警戒配置)	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄気象台が嘉手納地域に各種警報を発表するなど災害発生のおそれがあり、警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要があるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4以上を観測したときや、弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで町長が必要と認める場合。 ・本町域において震度5弱を観測した場合。 ・沖縄本島地方に津波警報が発表された場合。 ・津波注意報が発表され、情報収集・伝達の強化が必要な場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて対策本部開設の即時設置可能な警戒体制。 ・災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。数人の人員をもってあてる。
災害対策本部	第3配備 (全配備)	<ul style="list-style-type: none"> ・町全域にわたって風水害等により大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合。 ・本町域内において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上を観測した場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。

第4章 災害応急対策計画

(3) 配備人員及び指名

- ① 各部の配備要員は、「嘉手納町災害対策組織体制及び所掌事務」（資料編）及び「嘉手納町職員初動マニュアル」によるものとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属長において増減することができる。
- ② 各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に應ずる配備要員をあらかじめ指名し、配備要員名簿を作成しておくものとする。
- ③ 各部長は、配備要員名簿を総務対策部長へ提出し、人事異動等においてはその都度報告しておくものとする。

(4) 動員方法

- ① 対策本部長は、気象予報・警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- ② 本部会議の招集に関する事務は、災害対策事務局（担当）が行う。
- ③ 災害対策事務局長（担当）は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長に通知するものとする。
- ④ 通知を受けた各部長は、直ちに部内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- ⑤ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備に就くものとする。
- ⑥ 各部長は、あらかじめ部内の非常招集システムを確立しておくものとする。

(5) 非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとるものとする。

自主参集の基準については、本節の「3. 動員計画」における「(2) 災害対策体制 配備基準」及び「(3) 配備人員及び指名」に基づくものとする。

【資料編参照（5頁）】

- ・嘉手納町災害対策本部組織体系図
- ・嘉手納町災害対策組織体制及び所掌事務

第2節 予報・警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象注意報・警報・特別警報及び情報等を迅速かつ的確に伝達し、警報等の発表基準、伝達体制の町民に対する周知徹底及び異常現象発見時の措置等について定める。

[実施主体：総務班・企画財政班・消防本部]

1 気象注意報・警報・特別警報等の種類及び基準

(1) 気象注意報・警報・特別警報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、嘉手納町においては「本島中部」として市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。それぞれの基準を資料編に示すものとする。

【資料編参照（92～94頁）】

(2) 津波警報等の種類及び内容

津波予報の種類及び津波予報区における基準は、資料編に示すものとする。

【資料編参照（95頁）】

(3) 火災警報

町長は町区域を対象として、消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、警報を発令するものとする。火災気象通報は、県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象台が発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

(4) 水防警報等

① 水防警報

国及び県が指定する河川、海岸等において、水防法に基づき洪水又は高潮等による災害発生が予想される場合の発令されるものについて、本町における水防警報とする。

② 代替警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対して行われる水防活動用の注意・警報は次に定める注意報・警報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

【資料編参照（99頁）】

第4章 災害応急対策計画

(5) 土砂災害警戒情報

県では土砂災害警戒情報に関し、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」(平成18年4月28日)及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき運用するものとしている。

これは、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的としている。

① 作成・発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により、沖縄県と気象庁が共同で作成・発表される。

② 発表及び解除の基準

ア) 発表基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したとき、県と気象庁が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。

イ) 解除基準

所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないとき。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、所定観測の状況や危険箇所等の点検結果等を鑑み、県と気象庁が協議の上、警戒が解除できるものとする。

③ 情報利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意すること。

④ 町の対応

町長は、土砂災害情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

(6) 町長が行う警報等

町長は、県や沖縄気象庁その他の関係機関からの災害に関する予報もしくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する予報もしくは警報を知ったとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報もしくは警報、又は通知にかかわる事項を関係機関及び住民その他との関係あるあらゆる団体に伝達しなければならない。

この場合において、必要があると認めるとき、町長は住民その他の関係あるあらゆる団体に対し予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について必要な通知または警告を行うものとする。

第4章 災害応急対策計画

(7) 気象情報等

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

(8) 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

①地方海上予報区の範囲と細分名称

- 沖縄気象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- 細分名称
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

②地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヲウケイホウ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カイジ ヲウノウムケイホ 海上濃霧警報（英文 WARNING）	濃霧により視程が 500m 未満（0.3カイリ未満）
カイジ ヲウカセケイホ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.1m/s (28ノット以上～34ノット未満)
カイジ ヲウキョウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.4m/s (34ノット以上～48ノット未満)
カイジ ヲウホウフウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.6m/s (48ノット以上～64ノット未満)
カイジ ヲウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上 (64ノット以上)

(9) 記録的短時間大雨情報

気象台は、大雨警報発表中に県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

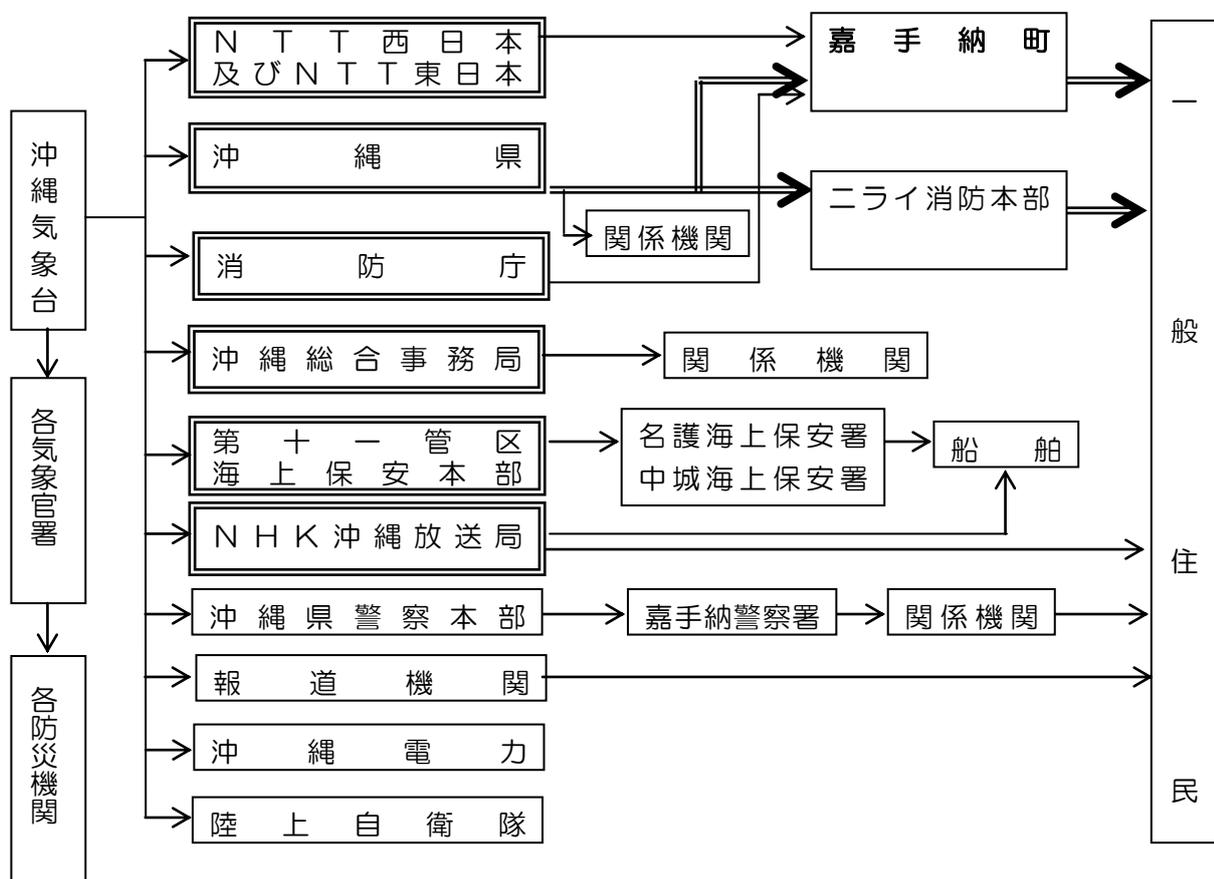
(10) 災害時気象支援資料

沖縄気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

2 予報・警報等の伝達

(1) 警報等の伝達

① 気象（水防を含む）警報等の伝達系統図

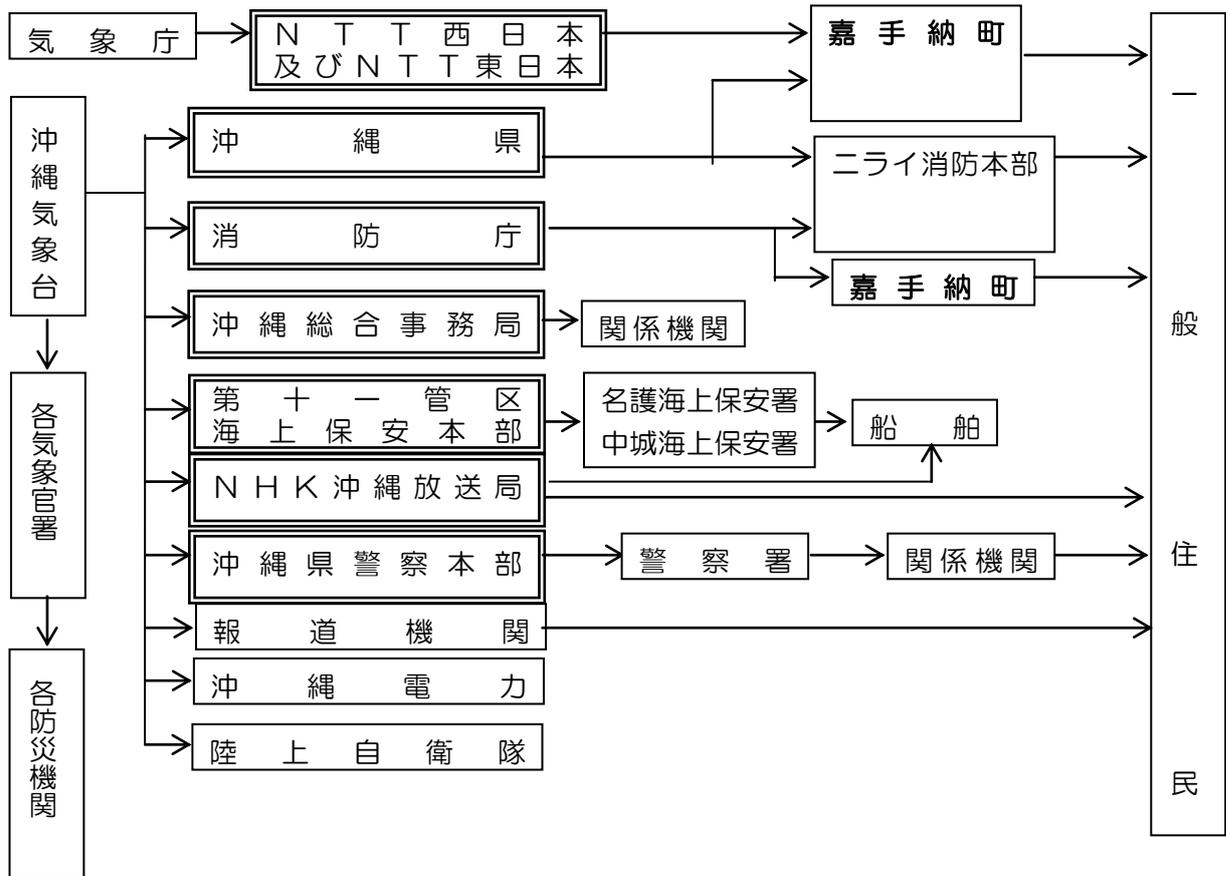


注 1) 二重枠内の機関は、気象業務法第 15 条等による伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関

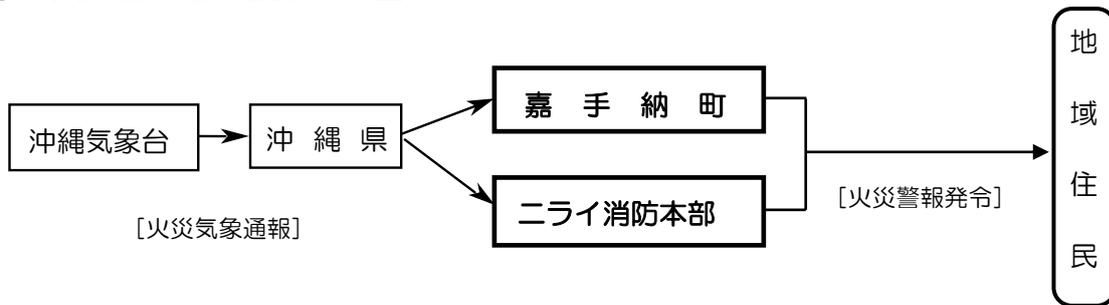
注 2) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第4章 災害応急対策計画

② 津波警報等の伝達系統図



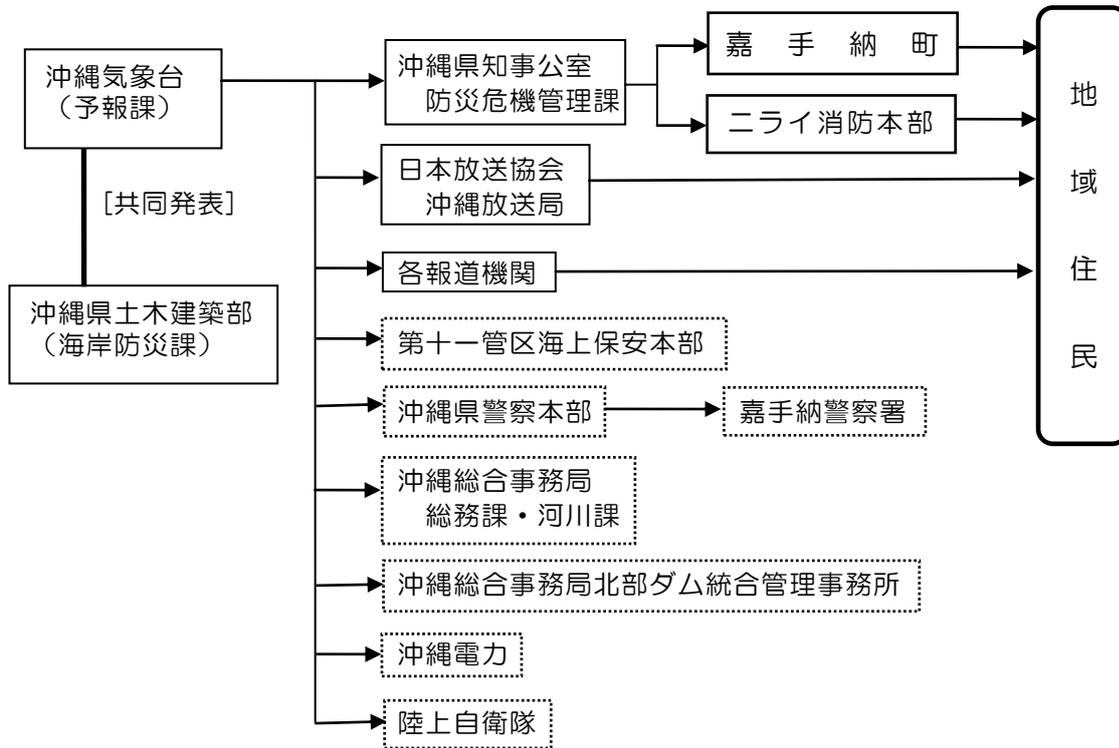
③ 火災警報等の伝達系統図



④ 地方海上予警報等の伝達系統図



⑤ 土砂災害警戒情報の伝達系統図



第4章 災害応急対策計画

(2) 受領伝達要項

- ① 関係機関から通報される警報等が受領された場合又は発表された場合、ニライ消防本部と連携して迅速、確実な情報収集を行うものとする。
- ② 警報等を受領した消防本部又は町に関わる防災関係機関は、直ちにその旨を総務対策部長に伝達するものとする。
- ③ ②により通知を受けた総務対策部長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに町長（本部長）に報告するものとする。
- ④ 消防本部から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について記録（文書）するものとする。

- | |
|------------------|
| ア) 警報等又は災害の種類 |
| イ) 発表又は発生の日時 |
| ウ) 警報等又は災害の内容 |
| エ) 送話者及び受話者の職・氏名 |
| オ) その他の必要な事項 |

- ⑤ 防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯電話、トランジスタラジオ等を常備して積極的に情報収集を行うものとする。

3 異常気象発見時の措置

気象、水象、地象において異常な現象を発見した者は、災害の拡大を防止するため、通報場所、状況、経過等の具体的な情報を次のように速やかに通報しなくてはならない。

第4章 災害応急対策計画

(1) 通報を要する異常現象

《異常現象の事象例》

事項別	現 象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	
		強い突風、たつまき、激しい雷雨等
地象に関する事項	地震関係	頻発地震
		① 数時間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震 ② 地割れ、亀裂、落石等
	火山の関係	火山性異常現象
		① 噴気噴煙の顕著な異常変化 ・噴気孔の新生噴煙の量 ・臭いや色等の異常変化 ② 火山付近の海洋の異常変化 ・濁度、臭いや色の変化、軽石、死魚等の浮上発泡、温度の上昇等
		噴火現象
		噴火（爆発、溶岩流、泥石流、軽石流、 <u>有毒ガス、熱雲等</u> ）及びそれに伴う降灰砂等
土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
	がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
	地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	
		著しく異常な潮位、波浪

(2) 異常現象を発見した者及び関係機関の通報

① 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町（町長）又は警察官もしくは、海上保安官に通報するものとする。

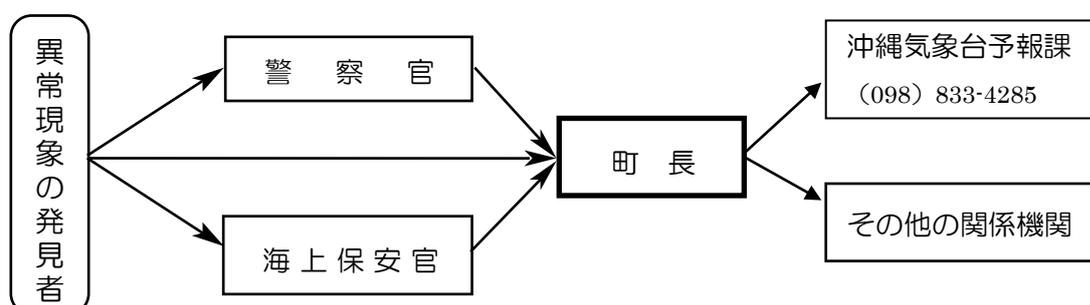
② 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官等は、直ちに町長に通報するものとする。

③ 町長の通報

①及び②により通報を受けた町長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともにその現象を確認するなど事態の把握に努め、住民に対する周知を図るものとする。

《通報系統図》



第4章 災害応急対策計画

4 地震津波に対する自衛措置

町長は、以下の場合に消防本部及び警察に連絡するとともに、消防本部、消防団の協力を得て、沿岸住民に対し、海岸や港から退避するよう勧告・指示する。

あわせて警察、消防機関等の協力を得て、海岸から避難等の広報及び潮位の監視等警戒体制を執るものとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 沖縄本島地方に津波警報が発表された場合② 強い地震（震度4程度以上）を感じたときで必要と認める場合③ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認める場合 |
|--|

【資料編参照（99～104頁）】

- ・ 気象庁震度階級関連解説表

第3節 災害通信計画

災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して万全の通信体制を図る。

[実施主体：総務班・企画財政班]

1 通信の協力体制

通信施設の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、実情に即した方法で行うものとし、固有の通信施設を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他の機関における通信施設の利用については、事前に管理者と利用方法等必要な手続きを定めて災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

《通信施設・設備の利用方法》

利用設備	利 用 方 法
① 普通電話による通信	一時的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用が制限される場合は「非常電話」の取り扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。 なお、臨時電話が設置できる状況にあつては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図るものとする。
② 非常電話 (災害時優先指定電話)	災害時において非常電話を優先利用するため、平常時からNTT等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。 また、災害時等における非常通話を利用する場合、102番をダイヤルし「非常」をもって呼び出し、非常通話であることを表明する。
③ 電報による通信 (非常電報)	災害対策のため、特に緊急を要する電報は「非常電報」と取り扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。非常電報を申し込むにあつては頼信紙の欄外余白に「非常」と朱書し、非常である旨を告げて頼信する。

(2) 専用通信設備の利用

業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合、また緊急通信にその必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

沖縄地方非常通信協議会や、その他の機関における専用通信設備の利用については、事前協議を図っておくものとする。

《通信施設・設備の通信方法》

専用通信施設	通 信 方 法
① 町防災行政無線放送 (行政区別)	町防災行政無線放送は、情報伝達に用いられており、各種災害で非常事態が発生、または発生のおそれがある場合において通信連絡を行なうものとする。
② 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク	県のシステムである沖縄県総合行政情報通信ネットワークを活用し、各関係機関への通信連絡を行うものとする。
③ 消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ通信連絡を行うものとする。
④ 警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。
⑤ 警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、「④ 警察電話」に準じて通信連絡する。
⑥ その他非常通信の利用	その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合で町の専用通信施設の利用ができないか、または利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通信連絡する。

(3) 通信設備優先利用の協定

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、町が必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 放送要請の依頼

町が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報班）に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を報告するものとする。

【資料編参照（18～40頁）】

第4章 災害応急対策計画

第4節 災害状況等情報収集・伝達計画

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、関係機関等の協力を得て、本町の地域に関する災害の被害状況等を迅速かつ的確に情報収集及び報告伝達するため、必要な対策事項を定めるものとする。

[実施主体：総務班・企画財政班]

1 災害状況等の収集報告

災害に伴う災害情報、被害状況の収集及び報告については、法令等に特別の定めがある場合のほか、この計画に定めるところによる。

各対策部長はあらゆる手段を用いて状況情報を収集把握し、被害状況が確定するまで、災害対策本部に報告するものとする。

なお、これらの収集及び報告は災害対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に実施することを要する。

また、情報の収集にあたっては、地理空間情報の活用や他の機関と情報を共有し連携に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 人的被害・住家被害・火災に関する情報② 避難準備情報、避難勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況③ 避難者数、避難所の場所等に関する情報④ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報⑤ 道路の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報⑥ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報⑦ 港湾の被害及び応急対策の状況に関する情報⑧ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況 |
|--|

2 災害発生直後の第1次情報の報告

- ① 報告すべき災害発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で国（消防庁）へその一方を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- ② 被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- ③ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- ④ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者などは外務省）又は県に連絡する。

第4章 災害応急対策計画

3 災害状況等の報告要領

《報告要領事項》

報告事項	報告内容
① 災害時の報告	災害発生時、短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は直ちに被害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
② 被害程度の事項別の報告	緊急を要するものは電話、口頭等の方法によって行い、事後速やかに指定の報告書によって行う。
③ 被害報告	被害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害者を優先させるものとする。

4 報告の種類

被害発生時の時間的経過にともない、3段階（災害概況報告、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。報告は電話等により行うが、最終報告及び特に指示のあるものについては記入要領に基づいた文書により報告する。

（県の様式に基づく）

《報告区分事項》

報告段階	報告期間
① 災害概況報告 （発生報告）	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
② 被害状況即報 （中間報告）	被害状況との全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
③ 災害確定報告 （最終報告）	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。

5 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は所管事項に関し、収集した災害情報（被害状況及び応急対策、救助対策を含む）実施状況のうち、町の災害対策と密接に関係があると思われるものについては嘉手納町災害対策本部に通報し、また、町は各関係機関の長に対し、災害情報の調査・収集・報告を求めるものとする。

6 県及び国への報告

町長は、本町において災害対策本部を設置した場合、又は報告の必要があると認められる災害の場合、被害状況を県知事に報告するものとする。

第4章 災害応急対策計画

《報告要領》

報告種別	報告要領
① 災害概況即報	災害の初期的な報告で、その状況を沖縄県総合行政情報通信ネットワーク又は加入電話等で災害発生後、直ちに報告する。
② 被害状況即報	被害状況が判明次第逐次、県地方本部（県中部土木事務所）又は県防災危機管理課へ報告する。なお、報告にあたっては、嘉手納警察署と密接な連絡を保つものとする。
③ 中間報告	県災害対策本部等から特に求められたときに行う。
④ 災害確定報告	当該災害の応急対策が終了した後、20日以内に行う。
⑤ 災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに報告する。

※ 県に報告できない場合にあっては国（総務省消防庁 応急対策室）に報告するものとする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

●総務省消防庁（総務省消防庁 応急対策室）

- TEL：03-5253-7527（7777 宿直室）
- FAX：03-5253-7537（7553 宿直室）
- 消防防災無線：81-7527（7781 宿直室）
- // FAX：81-7537（7789 宿直室）
- 中央防災無線：83-8090-8017（5010 宿直室）

7 被害状況の判定基準

災害により人的及び物的被害を受けた認定は、法令等に特に定めがあるもの以外おおむね資料編の「被害状況判定基準」によるものとする。

【資料編参照（72～88頁）】

〔別表 1〕

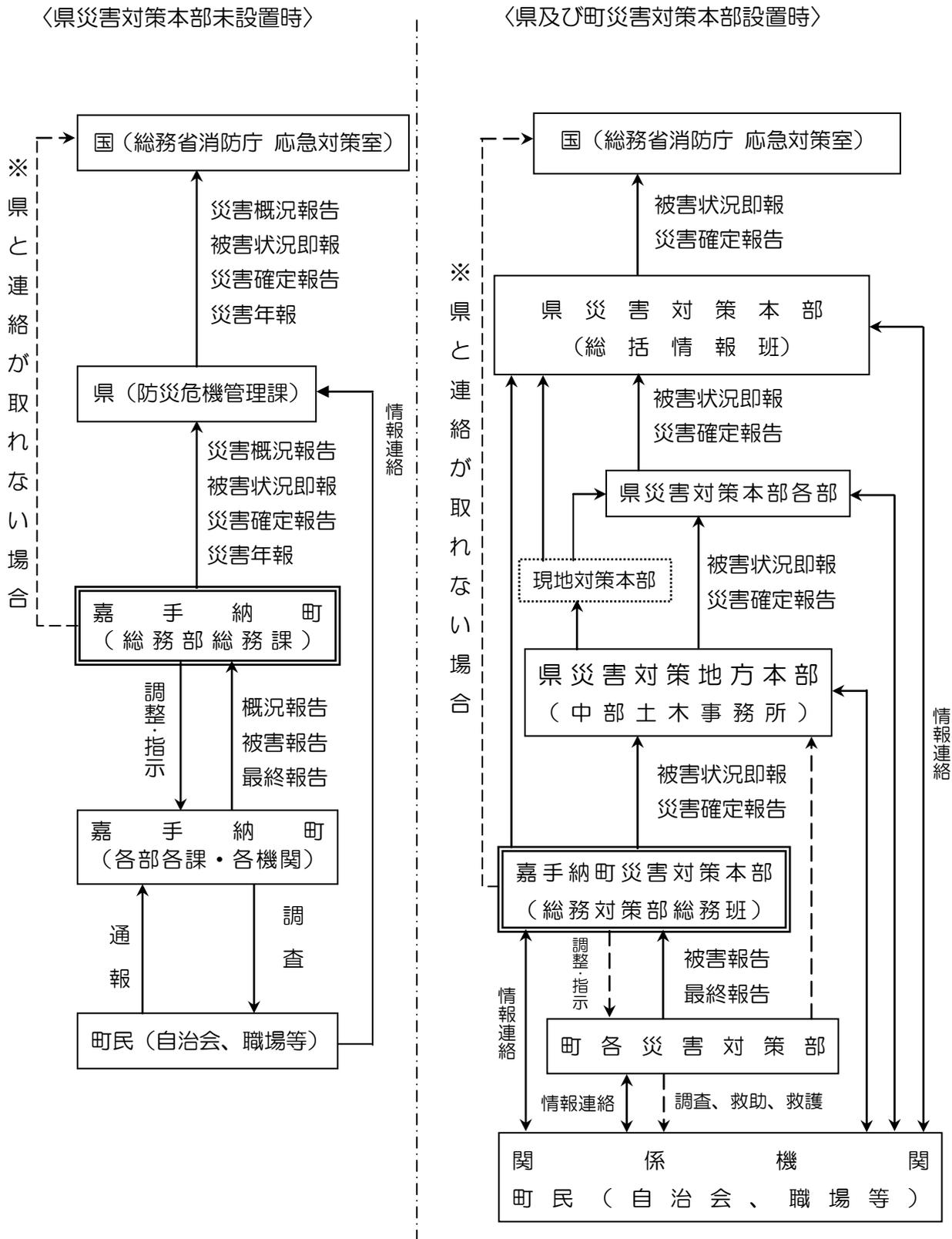
- 災害即報様式第1号の記入要領
- 災害即報様式第2号の記入要領

〔別表 2〕

- 被害状況判定基準

第4章 災害応急対策計画

《災害情報連絡系統図》



第4章 災害応急対策計画

《防災関係機関の収集する情報》

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
① 人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR Town --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Fire[消防機関] --> Town Police[警察本部] --> Pref </pre>
② 道路状況、交通状況	<pre> graph LR Town --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] OC[沖縄総合事務局開発建設部] --> Civil[土木建築部] WJ[西日本高速道路株式会社] --> Civil Local2[地方本部(土木)] --> Civil Civil --> Pref Transport[輸送関係機関] --> Pref Police[警察本部] --> Pref </pre>
③ 防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の航空施設の状況	<pre> graph LR Town --> Local1[地方本部(農林)] Town --> Local2[地方本部(土木)] Local1 --> Pref[県本部(総括情報班等)] Local2 --> Pref OAO[大阪航空局那覇空港事務所] --> Pref OC[沖縄総合事務局開発建設部] --> Pref </pre>
④ ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR Town --> Local[町(水道)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Lifeline[ライフライン関係機関] --> Pref Transport[輸送関係機関] --> Pref Welfare[福祉保健部] --> Pref Business[企業部] --> Pref </pre>
⑤ 文教施設関係情報	<pre> graph LR Town --> Edu[教育事務所] Edu --> Pref[県本部(総括情報班等)] Prefac[県立文教施設] --> EduDept[教育部] Priv[私立学校] --> EduDept Prefac --> Pref Priv --> Pref Prefac --> Gen[総務部] Priv --> Gen Gen --> Pref </pre>
⑥ その他の施設の状況	<pre> graph LR Town --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Other[その他の施設] --> Local Local --> Pref Prefac[県有施設] --> Superior[所管部] Superior --> Pref </pre>
2 対策の実施状況	
① 住民避難の状況	<pre> graph LR Town --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Police[警察本部] --> Pref </pre>
② 救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<pre> graph LR Town --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Relief[救援部門] --> Pref </pre>
③ その他の対応状況	<pre> graph LR Town --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Related[関係機関] --> Pref Various[各部] --> Pref </pre>

第5節 災害広報計画

住民及び報道機関等に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速な実施を図るものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

1 実施責任者

町長は、町域における災害情報、被害状況、その他災害に関する広報を行うものとする。
[実施主体：総務班・企画財政班]

2 実施要領

(1) 各部の広報

各部において広報を必要とする事項が生じたときは、災害対策本部における広報担当班に、原則として文書でもって通知するものとする。

(2) 広報係

広報係は、総務班との共同体制に基づき各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示によりすみやかに住民及び報道機関へ広報するものとする。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

3 住民及び災害時要援護者、観光客等の来訪者に対する広報の方法

(1) 広報の方法

- ① 町防災行政無線放送による広報
- ② ホームページ等のインターネットによる広報
- ③ 報道機関を通じ、テレビ（文字放送等を活用）、ラジオ、新聞等による広報
- ④ 広報車による広報
- ⑤ 災害に関する情報事項等の掲示
- ⑥ 広報誌等の配布、その他
- ⑦ 手話及び外国語通訳による広報（手話及び外国語通訳の確保）

(2) 住民等からの問い合わせ等への広報

- ① 来庁者に対する広報窓口の設置
（町内に災害が発生したと確認された時点から設置する。）
- ② 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動
- ③ 住民専用電話の設置による広報活動

4 報道機関に対する情報等の発表の方法

(1) 発表機関

報道機関に対する情報等の発表は、災害対策本部（担当事務局）が情報を収集し、総括したうえ実施する。

(2) 報道機関への要請

情報等の発表に際しては、広報内容（日時、場所、目的等）を予め報道機関と協議・周知させ、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

5 広報の内容

- ① 気象予報・警報等の発表又は解除
- ② 災害対策本部の設置又は解散
- ③ 災害対策本部への不要で緊急以外の電話を遠慮してもらう旨の協力依頼
- ④ 二次災害防止の事前措置
- ⑤ 被災者の安否及び空き病院についての情報
- ⑥ 被害状況、災害応急対策状況（交通、食糧、生活物資、ライフライン等）
- ⑦ その他、必要と認める事項

【資料編参照（21頁）】

- ・報道機関一覧表

第6節 避難計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民等に対して避難のための立退きを勧告又は指示し、人命の安全を確保する。

1 実施責任者

避難のための立退き勧告及び指示、警戒区域の設定、避難の誘導等の実施責任者を定めるものとし、避難誘導後は避難指示者と町長が協力して避難誘導を行い、避難所の開設及び収容、保護は町長が実施する。

また災害発生により、町が全部及び大部分の応急対策事務の実施が不可能になった場合、知事（総括及び県対策本部情報対策班、県出先機関等）は避難のための立退き勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わり実施する。

[実施主体：総務対策部・福祉対策部・教育対策部]

(1) 避難準備（災害時要援護者避難）情報

本町における高齢者の増加や障害者等、災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、一般住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対し、早めの避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を伝達する。

(2) 避難の勧告 = 居住者に自主的な避難を促す。

《避難勧告の種類》

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行

(3) 避難の指示 = 危険が目前に迫っているときに避難を指示するもので、避難の勧告よりも拘束力が強い。

《避難指示の種類》

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	町長の委任を受けた消防職員を含む
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命 を受けた職員	洪水、高潮、 地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法 第25条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第22条	

第4章 災害応急対策計画

(4) 警戒区域の設定（強制力があり、従わない場合には罰則がある。）

《警戒区域設定の種類》

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法 第63条	
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法 第63条	町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員を含む）がその場に行かないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法 第63条	町長(委任を受けた職員を含む)、警察官等がその場に行かないとき
消防吏員 消防団員	現場での活動確保	消防法第28条 消防法第36条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第14条	

※ 人命を守るため必要と認めるときに設定するが、強制力があり従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。

〈警戒区域設定の考慮事項〉

- ① 災害危険の範囲が広範囲で、長期にわたる場合
- ② 応急対策上、やむを得ない場合

(5) 知事による避難の指示等の代行

災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

(6) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備情報の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(7) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は町長が行うものとし、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として町長が行うものとする。

2 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定基準

(1) 避難準備情報

ア) 発令時の大まかな状況

災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。

イ) 発令の目安となる状況

- ① 警報等が発表された場合において、避難に時間を要する災害時要援護者等の避難行動を開始する必要があると判断されたとき。(参照「第4章 第2節 予報・警報等の伝達計画」)

〔警報の種類：大雨警報、暴風警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報〕

【資料編参照(93頁)】

- ② 一定時間(比較的長い時間)後に危険水位、危険潮位に到達すると予想されるとき。
- ③ 土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所の近隣で前兆現象(湧き水、地下水の濁りや量の変化)が発見された場合。
- ④ 大雨警報(土砂災害対象)が発表され、避難すべき区域で土砂災害が発生するおそれがある場合。
- ⑤ その他、諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。

(2) 避難勧告

ア) 発令時の大まかな状況

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。

イ) 発令の目安となる状況

- ① 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ② 破堤につながるような漏水等を発見したとき。
- ③ 一定時間(比較的短い時間)後に危険水位、危険潮位に到達すると予想されるとき。
- ④ 土砂災害警戒区域(もしくは土砂災害危険箇所)の近隣で前兆現象(溪流付近での斜面崩壊、擁壁、道路等にひび割れが発生等)を発見したとき。

(3) 避難指示

ア) 発令時の大まかな状況

避難勧告の発令基準から、さらに暴風、大雨、洪水、高潮、その他の災害発生事象が避難勧告の段階より悪化し、災害発生の危険が高くなる又は確実視される場合に避難の指示及び警戒区域を設定する。

または、前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、もしくは人的被害が発生した状況。

イ) 発令の目安となる状況

- ① 堤防が決壊、もしくは破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。

第4章 災害応急対策計画

- ② 危険水位や危険潮位に達したとき。
- ③ 土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）の近隣で土砂災害が発生、もしくは、前兆現象（山鳴り、斜面の亀裂等）を発見したとき。
- ④ 津波警報（注意報を含む）を覚知、もしくは強い地震（震度4程度以上）、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたととき。
- ⑤ その他、人命保護上避難を要すると認められるとき。
- ⑥ 応急対策上、止むを得ないとき。

【資料編参照（107～108頁）】

- ・町の避難勧告・指示の基準

3 避難準備情報、勧告・指示又は警戒区域の伝達方法（設定者の措置）

避難準備情報、避難勧告・指示、警戒区域の設定者は、次の方法等によってその発した設定情報が迅速に住民に徹底するよう努めるものとする。

そのため、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先のチェックリストとともにあらかじめ具体的に策定しておくものとする。

（1）避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定は、次の事項を明らかにして発する。

- ① 発令者
- ② 避難準備情報、避難勧告・指示の発令及び警戒区域の設定理由
- ③ 避難日時、避難先及び避難経路

（2）避難準備情報、避難勧告・指示、警戒区域の通知・伝達・周知

① 居住者、滞在者、その他の者への伝達・周知

避難準備情報、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定は、サイレン、警鐘、有線放送、拡声器、口頭等を用い又は併用し、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者、その他の者に周知伝達の徹底を図るとともに、できる限り不安を生じさせない又はあおらせないよう行うものとする。

② 関係機関への通知

避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行った者は、おおむね次のように必要な事項を関係機関へ通知する。

《機関別通知の種類》

勧告・指示者		必要措置（関係機関への通知）
町長の措置		町長 → 知事（防災危機管理課）
知事の措置	災害対策基本法に基づく措置	知事（防災危機管理課） → 町長
	地すべり等防止法に基づく措置	知事（海岸防災課） → 所轄警察署長

第4章 災害応急対策計画

警察官の措置	災害対策基本法に基づく措置	警察官 → 所轄警察署長 → 町長 → 知事（防災危機管理課）
	警察官職務執行法（職権）に基づく措置	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 知事（防災危機管理課）
自衛官の措置		自衛官 → 町長 → 知事（防災危機管理課）
水防管理者の措置		水防管理者 → 所轄警察署長

③ 住民への周知

避難勧告・指示、警戒区域の設定者は、必要な伝達事項を次の伝達方法により迅速に住民や本町の滞在者等に周知するよう努めるものとする。

《伝達の実施要領》

伝 達 事 項	伝 達 方 法
ア) 発令者 イ) 避難の勧告・指示、警戒区域の設定の理由 ウ) 避難日時、避難先及び避難経路 エ) 避難にあたっての注意事項 a. 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。 b. 会社、工場にあっては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずること。 c. 避難者は1人当り3日分程度の食糧、水、日用品及び衣類等を携行すること。 d. 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること。	ア) 町防災行政無線放送による伝達 イ) 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ウ) 広報車等の呼びかけによる伝達 エ) 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 オ) 各自治会の広報マイク及び広報車両による伝達 カ) ホームページ等のインターネットによる伝達

④ 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

町長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要項」（平成17年6月28日）に基づき、作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達するものとする。

【資料編参照（38～40頁）】

- ・ 避難勧告等情報の伝達ルート及び手段

(3) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難に関する検討会）を踏まえつつ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。

第4章 災害応急対策計画

4 避難実施の方法

避難の実施・誘導は、避難の勧告、指示、警戒区域の設定者が行うものとする。
次の避難の実施要領から、十分考慮し万全を期して実施にあたるものとする。

《避難の実施要領》

実施事項	実施内容
① 避難の順位	避難は、災害時要援護者（高齢者、幼児、障害者、病人、妊産婦等）を優先する。
② 避難者の誘導	避難指示後の避難者誘導は、避難指示者と町長が消防職員及び団員と協力し行うものとする。 ア) 避難にあたり避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全・迅速を図る。 イ) 避難誘導員は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて適宜指導をするものとする。 ウ) 避難の経路は災害時の状況に応じて適宜定めておき、避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。 エ) 災害時要援護者の避難については、「嘉手納町災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて具体的整備を図り実施する。 (地域で把握した災害時要援護者リストやマップを作成し、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て各戸を訪問し、安否確認等による円滑な避難誘導を行うものとする。)
③ 避難後の措置	避難した地域において、事後速やかに避難もれや要救出者の有無を確認する。

5 避難所

避難所の開設及び避難者の収容保護は、町長が行う。

なお、救助法が適用された場合は、知事を補助する。また、町長が避難所を開設したときは、直ちに避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み等）を知事に報告しなければならない。

第4章 災害応急対策計画

(1) 避難所の設置

《町避難所の設置要領》

避難所の設置事項	実施内容
① 避難所の開設	<p>避難所の設置は、集団的に収容でき炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、災害対策本部が適切と認めるものを避難所として開設する。</p> <p>指定避難所として、「第3章 災害予防計画 Ⅲ第1節 災害避難・救助施設等の整備計画」に定めるところにより、指定施設を利用する。</p> <p>ただし、これらの施設が利用できないときは、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。</p>
② 避難所が不足等	<p>避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。</p> <p>ア) 災害時要援護者に配慮し被災地以外の地域を含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。</p> <p>イ) 隣接市町村への収用委託、建物・土地の借り上げ等</p> <p>ウ) 県施設の一時使用要請</p> <p>エ) 県を通し、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請</p>
③ 避難場所の変更	<p>町における避難予定場所を、予め指定しておくものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更又は新たに設置し、その旨住民に周知を図るものとする。</p>
④ 費用	<p>町が避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。</p>

(2) 福祉避難所の指定及び設置

嘉手納町においては、災害時要援護者に配慮して、公共施設（小中学校等）や福祉施設等に要援護者優先避難所を開設するとともに、今後、福祉避難所の指定に向けて検討を行うものとする。町内で不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

【資料編参照（111～117頁）】

- ・ 避難場所・避難所の設置基準
- ・ 災害避難の予定場所・避難所一覧

第4章 災害応急対策計画

(3) 避難所の運営管理

《避難所の運営管理要領》

管理事項	実施内容
① 避難所の生活	避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるものとする。 災害時要援護者（高齢者、障害者等）に対し、避難生活について特に配慮する。
② 避難者に係る情報の把握	避難所毎に、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
③ 避難所の環境	避難所における生活環境は、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等、各視点から配慮し注意を払うことで、常に良好な運営に努めるものとする。 運営にあたり、次の事項について整備を図っておくものとする。 ア) 運営担当者 イ) 運営の手順 ウ) 運営上の留意事項 エ) 居住区域の代表者（班長）の役割 オ) 災害時要援護者のニーズ把握と支援
④ 避難所の統合・廃止	対策本部は、被災地区の状況に応じ、避難所の統合及び廃止を行う。

6 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

(1) 学校

町教育委員会又は学校長は、避難勧告・指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- ア) 避難実施責任者
- イ) 避難の順位
- ウ) 避難先
- エ) 避難誘導者及び補助者
- オ) 避難誘導の要領
- カ) 避難後の処置
- キ) 事故発生に対する処置
- ク) その他必要とする事項

(2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難勧告指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるよう、あらかじめ学校の場合に準じて定めて

おくものとする。

7 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節に前述している対応によるものとする。

(1) 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、本節の「1 実施責任者」のとおりとする。

(2) 避難勧告・指示等の発令（市町村）

避難勧告・指示等の運用については、本節の「2. 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定基準」のとおりとする。

嘉手納町は、「津波避難計画策定指針(沖縄県)」等を基に今後津波避難計画を作成し、その定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

ウ 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

エ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

(3) 避難場所

避難先は、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

(4) 避難誘導

ア 住民等の避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び嘉手納町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予

第4章 災害応急対策計画

想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の災害時要援護者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

イ 米軍基地内への避難

米軍基地内への避難については、基地と連携して、米軍基地へ避難誘導する。

(4) 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容するものとする。避難所の解説・収容保護については、本節の前述のとおりとする。

8 広域一時滞在の協議等

(1) 被災市町村の協議

嘉手納町が被災した場合、町長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受け入れについて、他市町村町に協議する。

(2) 県知事への報告

町長（協議元市町村長）は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

被災した他市町村から協議を受けた場合、町長（協議先市町村長）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

嘉手納町が被災した場合、町長（協議元市町村長）は受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞りの終了

嘉手納町が被災した場合、町長（協議元市町村長）は、広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

第7節 観光客等対策計画

1 実施責任者

[担当：総務班・産業環境班]

観光客対策の実施は、観光施設等の管理者及び嘉手納町とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第6節避難計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 嘉手納町の役割

津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。また、町職員、消防団員等により海岸等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来訪者に最寄り高台及び指定避難場所への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や嘉手納町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や指定避難場所などの安全な場所に誘導する。なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や嘉手納町の避難情報を把握した交通施設の管理者は、旅客に対し避難を呼びかけ、高台や指定避難場所等の安全な場所に誘導する。なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容（嘉手納町、県、観光施設管理者）

(1) 収容場所の確保

本町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保するものとする。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

なお、県に対して県有施設の一時使用について要請するとともに、国及び関係団体等に施設の利用を要請するものとする。また、国や県、関係団体の施設はあるものの、町有の施設がない場所については、避難場所としての一時使用について協議していくものとする。

(2) 安否確認

本町は、観光施設の管理者、観光関係団体、警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食糧等の供給

本町及び観光施設の管理者は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する。

4 帰宅支援（嘉手納町、県）

(1) 情報の提供

本町及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

第8節 災害時要援護者対策計画

[担当：総務対策部・福祉対策部・産業環境班]

1 実施責任者

災害時要援護者対策の実施は、災害時要援護者等の管理者及び本町とする。
なお、避難計画の基本的な事項は、「第6節 避難計画」のとおりである。

2 災害時要援護者の避難支援

本町は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づく災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）等を作成し、災害時要援護者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

3 避難生活への支援

（1）避難時の支援

本町は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、県は、本町の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

（2）応急仮設住宅への入居

本町及び県は、地域のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

（3）福祉サービスの持続的支援

本町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。県は、本町の要請に基づき必要な体制を支援する。

4 外国人への支援

本町及び県は、沖縄県国際交流・人事育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 救出計画

災害時における救出活動を、次に定めるものとする。

1. 実施責任

町は消防本部等の救助機関と連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自治会等の組織（自主防災団体）等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

[実施主体：総務班・消防本部]

2. 救出の方法

被災者の救出は、町と消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と協力して救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 町

① 町は、本来の救助機関として救出にあたるものとする。

※ 消防（救助含む）の責任は市町村が負うこと（消防組織法第6条）となっており、国・県は管理権限を持たず指導・助言を行うのみである。

② 町は、当該町のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 警察

警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施するものとする。

(3) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3. 救出用資機材の調達

町内には救出用資機材が備蓄されていないことから、今後防災関係機関と調整を図りながら整備に努めることとし、資機材を保有する建設業界との協定等を図ることで、救出に必要な重機配備を要請・調達する方法などの検討推進していくものとする。

【救出・救助活動の成功のポイント】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 要救出・救助現場の早期把握② 要救出・救助現場に対する人員の投入③ 要救出・救助現場に対する資機材の投入④ 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担 |
|--|

※ 災害救助法が適用された場合

1. 対象者

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出を要する者。

なお、救出を必要とする状態にある場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) 水害に際し、流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残されたような場合
- (4) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- (5) 山津波により生理めとなったような場合
(山津波：斜面崩壊により湖が出来、その後一気に下流へ放たれること。)
- (6) 多数の登山者が遭難した場合

2. 救出の費用及び期間

(1) 費用

- ア 借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）
- イ 修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）
- ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第10節 相互応援協力計画

大規模な災害発生時において隣接市町村、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により、災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るものとする。

1 実施責任者

この計画による要請は、町長が行う。

[実施主体：総務班]

2 派遣要請方法

《応援派遣要請の要領》

① 隣接市町村等相互間の応援

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員等の応援を求めるものとする。（災害対策基本法第67条）

② 指定地方行政機関の応援

町長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。（災害対策基本法第29条）

- ア) 派遣を要請する理由
- イ) 派遣を要請する職種別人数
- ウ) 派遣を要請する期間
- エ) 派遣される職員の給与、その他勤務条件
- オ) その他職員等の派遣について必要な事項

③ 県への職員派遣斡旋要請

町長は県に対し、県、指定地方行政機関または他の地方公共団体の職員の派遣について、②の事項を明示して斡旋を求めるものとする。（災害対策基本法第30条）

④ 知事への応援の要求

災害応急対策を実施するため必要があるときは、基本法第68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

3 広域応援要請

《九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく要請》

町長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときに、知事が応援協定の関係県に直接または幹事県を通して応援要請を求める。

【資料編参照（13～17頁）】

第4章 災害応急対策計画

4 米軍その他、海外からの支援受入れ

《米軍等の支援受入れ要領》

実施事項	実施内容
① 米軍その他海外からの受入体制	国の非常災害対策本部から、米軍その他海外からの支援受入れの連絡が県へとあった場合、県が支援の受入れの要否を判断し、支援を受け入れる際に町は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を県と連携の上決定する。
② 撤収要請	本部長は、県知事、警察、消防機関、派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊等の撤収要請を行う。

5 応援受入れ体制

町長は、町以外への応援を要請する場合には、県及び関係機関と連絡調整を図り、その受入れ体制を準備するものとする。

第11節 自衛隊派遣要請計画

大規模な災害の発生により町長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき災害に際して人命又は財産保護のため、町長が自衛隊の派遣要請を県知事に対して要求する。

[実施主体：総務班]

1 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第163号）第83条に基づく自衛隊災害派遣の要請基準。

- ① 天災地変、その他の災害に際して、人命または財産の保護のため、自衛隊の派遣の必要があると認められるとき。
- ② 災害の発生が目前に迫り、これが予防のため自衛隊の派遣が必要であると認められるとき。

2 災害派遣の要領

(1) 実施責任者

- ① 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

- ア) 知事……………主として陸上災害
- イ) 第十一管区海上保安本部長……………主として海上災害
- ウ) 那覇空港事務所長……………主として航空機遭難

- ② 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）

- ア) 陸上自衛隊第15旅団長
- イ) 海上自衛隊第5航空群司令
- ウ) 海上自衛隊沖縄基地隊司令
- エ) 航空自衛隊南西航空混成団司令

(2) 要請の内容（自衛隊法施行令第106条）

県知事は派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。
ただし、緊急の場合で、文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

第4章 災害応急対策計画

《実施事項》

要請事項	実施内容
① 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合	ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ) 派遣を希望する期間 ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）
② 緊急患者空輸を要請する場合	ア) 患者（事故等）の状況、病状及び緊急患者空輸を必要とする理由 イ) 患者の氏名、年齢、職業、性別、住所 ウ) 派遣を必要とする理由 エ) 空輸発地及び空輸着地 オ) 付添え人の氏名、年齢、患者との続柄、職業、住所 カ) 添乗医師等の氏名、年齢、性別、病院名 キ) 入院先病院及び病院への輸送手段 ク) その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材）
③ 派遣を要請しないと決定した場合	派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

3 町長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を依頼し、以後速やかに依頼文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

町長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は、通知を行った場合、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

第4章 災害応急対策計画

〈災害派遣命令者の所在地等〉

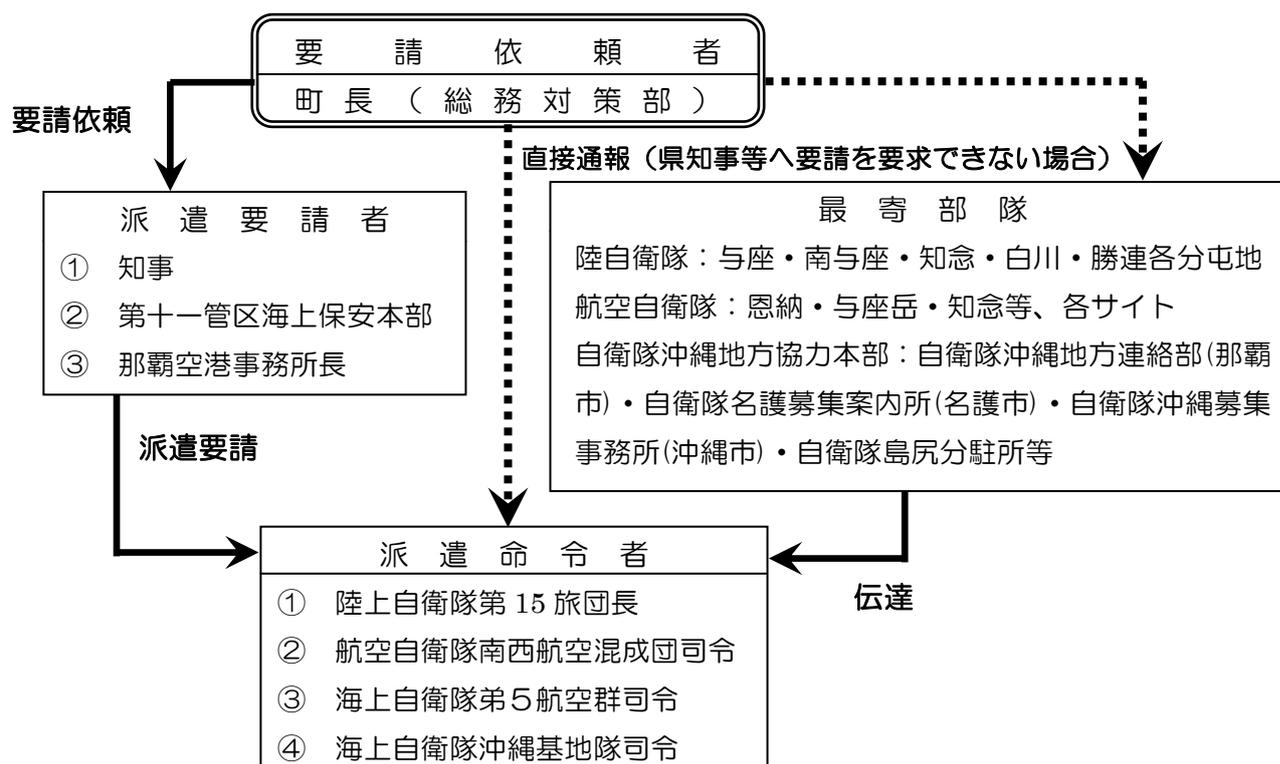
	あて先	所在地	実務担当 (昼間)		実務担当 (夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線276～ 279 ・切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク *6-552-0123	団本部 当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線308 ・切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク * 6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線5213	空群司令部 当直	857-1191 内線5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連字平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3453 3454 内線230	隊本部 当直	978-2342 3453 3454 内線244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線2204 2304

注) 急患空輸等の要請権者及び要請先(電話: 災害派遣命令者の所在地等に同じ)

実施事項	連絡先(主担当)	連絡先(副担当)
① 離島の急患及び物資空輸	陸上自衛隊第15旅団	航空自衛隊南混団
② 船舶急患空輸及び海難救助	航空自衛隊南混団	海上自衛隊5空群、海上自衛隊沖基
③ 海上捜索	海上自衛隊5空群、海上自衛隊沖基	航空自衛隊南混団

第4章 災害応急対策計画

《自衛隊の災害派遣要請系統図》



4 町の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、県及び町は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう、これに協力するものとする。

- ① 災害地における作業等に関しては、県（防災危機管理課他関係部署）及び町当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- ② 町側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供するものとする。
- ④ 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、出来る限り町において準備するものとする。

5 ヘリポートの準備

(1) ヘリポートの設置

人命の救出（緊急患者空輸を含む）、又は救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）を円滑に実施するため、町において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておくものとする。

【資料編参照（68頁）】

・ヘリポートの設置基準

① ヘリポート点検

ヘリポート設置場所が指定された場合は、その管理者が年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。（現在未定。）

（2）受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向き、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 連絡員の派遣・撤収

（1）連絡員の派遣

① 自衛隊

自衛隊は、災害発生時に県又は町に連絡幹部を派遣し、県又は町との調整・連絡に当たる。

② 県又は町の対応

県又は町は、自衛隊の連絡員の派遣にあたり、自衛隊本隊との連絡・調整に必要な施設等の提供を準備するものとする。

また、救援活動が適切かつ効率的に行われるため、知事（防災危機管理課）及び本町と派遣部隊長等との密接な連絡調整を図るものとする。

（2）派遣部隊の撤収

① 派遣要請者

要請者は、派遣目的を達成した場合、又はその必要がなくなった場合には、派遣要請の要領に準じて撤収要請を行うものとする。

② 派遣命令者

派遣命令者は、派遣の目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、撤収することができる。この際、撤収に関係市町村長、警察、消防機関等と密接に調整するとともに、その旨県に連絡するものとする。

7 派遣部隊の活動内容

- ① 被災状況の把握（偵察行動）
- ② 避難の援助
- ③ 避難者等の捜索、救助
- ④ 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- ⑤ 消防活動（消防）
- ⑥ 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援物資の緊急輸送、孤立地区に対する人員の吊り上げ、救出又は降下）
- ⑨ 炊飯及び給水支援
- ⑩ 救援物資の無償貸付け又は譲与 {総理府令第1号（昭和33年1月1日付け）による}
- ⑪ 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- ⑫ その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

8 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

（1）自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

《自衛官の措置事項》

措置事項	措置内容
① 警察官がその場にい ない場合	緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（所轄警察署長への通知）
② 町長、その他市町村長の職権を行うことができる者がその場 にいない場合	ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（町長へ通知） イ) 他人の土地等の一時使用等（町長へ通知） ウ) 現場の被災工作物等の除去等（町長への通知） エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（町長へ通知）

（2）自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を行う。

- ① 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずべき損失
- ② 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事したものであるものに対する損害

9 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。この場合、指定部隊等の長はできるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

〈部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

災害に際し、救援の措置が必要と認められる例は次の通り。

ア) 通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合、町長又は警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受けたとき。

イ) 通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合、部隊等による情報、その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

10 経費の負担区分等

(1) 要請者の負担

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは県及び町の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。

- ① 派遣部隊が、連絡のために宿泊施設等に配置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- ② 宿泊施設の電気、水道、汚物処理等の料金

(2) その他の経費負担

その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議のうえ協定を結ぶものとする。

第12節 水防計画

水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、嘉手納町地域における河川等の洪水又は津波等の水害から町民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

1 実施責任者

実施は、町長が行う。

[実施主体：総務班・都市建設班・消防本部]

2 水防従事の責任

水防管理者（町）が管轄する区域の河川、海岸等で、水防管理者として水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関と連携し、水防団やその他必要な機関を組織しておくものとする。

3 水防組織

(1) 水防本部（災害警戒本部）の設置

沖縄気象台より、洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれがある予報・警報（暴風警報を除く）を受けたとき、又は町長が必要と認めるときからその危険が解消するまでは、災害警戒本部及び災害対策本部の必要要員を水防本部として設置するものとする。したがって、町災害対策本部が設置された場合、水防本部は同時に災害対策本部組織に統合されるものとする。

(2) 水防本部連絡会議

水防本部に連絡会議をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防本部連絡会議においての協議は、水害対策の全般に関する事項とする。

(3) 水防本部の組織構成

① 本部長	町長
② 副本部長	副町長
③ 本部員	町災害対策本部の配備に準ずる

(4) 水防本部の事務分掌

水防本部の事務分掌は、町災害対策本部の所掌事務に準ずるものとする。ただし、水防担当班において次の事務所掌を行う。

〈水防担当班の事務分掌〉

① 水防連絡会議に関すること
② 水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること
③ 災害情報の受理、伝達に関すること
④ 河川、土木等に関する水害調査及び総務部長への報告に関すること
⑤ 水防に関する応急対策に関すること
⑥ その他、関係機関との連絡調整に関すること

4 水防非常配備と出動

通常勤務から水防非常配備体制への切替を確実にを行うため、本部長は災害対策準備体制から災害警戒本部における第1から第2配備を用いて、次の要領により配備を指示するものとする。

(1) 水防非常配備体制の種類

水防非常配備体制の配備内容は、災害対策組織の災害対策本部までの警戒体制基準に準ずるものとする。

(2) 非常登庁

水防対策本部員は常に気象の変化に注意し、非常配備体制の発令が予想されるときは進んで所属長と連絡をとるものとする。また連絡が取れない場合においては、本章「第1節 組織動員計画」に基づく判断により登庁するものとする。

5 水防対策巡視

水防本部及び所管する関係機関は、県からの通報またはその他の方法により気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視しなければならないものとする。

《警戒通報の要領》

通報の種類	通報の方法
① 水位の通報	河川及びため池等の水位を逐次町長（事務局）、消防本部に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努めるものとする。
② 潮位の通報	海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位の差があった場合。）と判断したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報するものとする。

6 避難のための立ち退き

洪水または高潮等により著しい危険があると認めるときは、水防対策班は水防法第22条に基づき、実施する。

なお、本章における「第5節 災害広報計画」及び「第6節 避難計画」の実施内容を併用するものとする。

第13節 土砂災害応急対策計画

土砂災害には、がけ崩れ、山崩れ、地すべり、土石流などの種類があり、これらの危険予想地域には台風や集中豪雨、地震等によって大きな被害を受けることが考えられ、地域ぐるみの十分な注意が必要となる。

本町には、急傾斜地による崩壊の危険予想区域があり、今後その他の危険が予想される区域調査と現況把握に努め、対策事業の指定を推進するとともに警戒避難体制を定めて被害を軽減し、住民等の安全を図るものとする。

[実施主体：総務班・都市建設班・消防本部]

1 危険区域の概要

本町の土砂災害に関する危険予想及び指定区域は、「第3章Ⅱ第2節 土砂災害予防計画」の資料によるところであり、その対策・体制づくりとともに今後予想される危険区域の把握と周知に努めるものとする。

2 組織及び所掌事務

土砂災害防止体制は本章の「第1節 組織動員計画」に基づき、各班が緊密な関係のもとに危険区域の総合的な応急対策を実施する。

3 情報の収集及び伝達

《情報収集・伝達の実施内容》

実施項目	実施内容
① 情報伝達の方法	気象予警報及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、本章の「第2節 気象予報・警報等の伝達計画」、「第4節 災害状況等情報収集・伝達計画」及び「第5節 災害広報計画」により、迅速・確実に行うものとする。 なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、わき水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等を報告するものとする。
② 危険区域の情報連絡員	危険区域の異常現象及び災害情報を迅速に把握するため、地元自治会の連絡員と密接な連絡をとるものとする。

4 危険区域における警戒体制

(1) 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒及び巡視は、建築対策班及び関係機関により行うものとする。

(2) 警戒体制の設置基準

沖縄気象台における予報・警報による雨量観測結果等を基準に、危険区域の警戒体制をとるものとする。

《警戒体制の基準》

区 分	基 準 雨 量	
第1警戒体制	大雨注意報	1時間 40 mm 以上 土壌雨量指数基準 …… 91
第2警戒体制	大雨警報	1時間 70 mm 以上 土壌雨量指数基準 …… 131

(3) 警戒体制の活動内容

《警戒体制の活動内容》

警戒体制別	活 動 内 容
第1警戒体制	危険区域の警戒、巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報するものとする。
第2警戒体制	住民等に対し、警告及び事前措置の伝達（基本法第56条）、避難指示（同法第60条）等の処置を行うものとする。

5 災害応急対策の実施

(1) 避難及び救助

災害から住民を保護するため避難の必要が生じた場合は、「第6節 避難計画」により避難の勧告・指示等の処置を行うものとする。

また、必要に応じ、本町指定の避難場所を開設するものとする。

(2) その他

その他、危険区域の災害応急対策にあたっては、本章（災害応急対策計画）の各節に定める計画を総合的に運用し、対策に万全を期すものとする。

第14節 消防計画

火災、風水害、地震等の災害から町民の生命・身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的達成に努めるものとする。

また、ニライ消防本部が定める消防マニュアル等に準ずるものとする。

1 実施責任者

火災または地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防の実施は、町が行う。

[実施主体：総務班・消防本部]

2 消防業務の内容

(1) 火災の予防・警戒

① 重点的に随時予防査察を実施する。

(多数の者が勤務又は出入りする建物の他、防火対象物及び危険物の製造・貯蔵・取扱所等)

② 一般建物等については全国火災予防運動等の実施に努めるものとする。

③ 防火対象物の管理者は、政令に定める防火管理者を定める。

④ 当該防火対象物についての消防計画を作成し、届出を履行するものとする。

⑤ 「火災予防計画」(火災警報含む)に規定するものの他、火災発生の危険除去、人命の危険発見、排除に努め火災の予防・警戒にあたる。

(2) 火災防御活動

火災を関知したら、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。

(3) 救助・救急活動

① 指揮者は、まず要救助者の有無を確認し、必要があれば捜索を実施する。

② 要救助者があれば各隊は協力して救急隊との連携のもと、全力で救助活動に努める。

③ 火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

④ 負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとし、状況により消防車又は現場付近の車両を持って行うものとする。

(4) 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査の結果は、町長へ消防長からの報告を確認するものとする。

3 相互応援要請

火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈したとき各種支援協定に基づき、近隣市町村に応援を要請するものとする。

(実施：町長及び消防本部長)

【資料編参照(65頁)】

- ・消防相互応援協定の状況

第4章 災害応急対策計画

第15節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

[実施主体：総務班・消防本部]

1. 石油類

《実施区分別の措置内容》

責任者	実 施 内 容
① 危険物施設の責任者	<p>消防法で定める危険物の貯蔵所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。</p> <p>ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。</p> <p>イ) タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。</p> <p>ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。</p>
② 町の措置	<p>町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。</p>
③ 警察の措置	<p>警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。</p>

2. 高圧ガス類

《実施区分別の措置内容》

責任者	措 置 内 容
① 高圧ガス保管施設責任者	<p>高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。</p> <p>ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。</p> <p>イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。</p> <p>ウ) 充てん容器等を安全な場所に移す。</p>
② 町の措置	<p>町は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。</p>
③ 県の保安措置	<p>ア) 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。</p> <p>イ) 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。</p> <p>ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。</p>
④ 警察の措置	<p>警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。</p>

第16節 災害救助法の適用計画

災害に際して災害救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1 実施責任者（町と県が行う救助事項の区分）

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施する。

この場合、町は県（知事）の補助を行うものとする。

知事が、必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

（災害救助法第30条）

[実施主体：総務班・福祉班]

《救助の種類》

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給③ 被服、寝具その他生活必需品の給与④ 医療及び助産⑤ 災害にかかった者の救出⑥ 災害にかかった住宅の応急修理⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与⑧ 学用品の給与⑨ 火葬・埋葬⑩ 死体の捜索⑪ 日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去 |
|---|

※ 救助法の適用に至らない災害についての被害者の救助は、本計画（嘉手納町地域防災計画）に定めるところにより町長が実施する。

2 災害救助法の適用基準

《本町における救助法適用基準》

- ① 本町の被害世帯数が40世帯以上（総人口：5千人以上1万5千人未満の基準）
- ② 県内全域の被害世帯数が1,500世帯以上で、うち本町内20世帯（①の1/2世帯）以上
- ③ 県内全域の被害世帯数が7,000世帯以上で、本町の被害状況が特に救助を要する状態
- ④ 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき
 - ア) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情（災害が隔絶した地域に発生したものである等）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
 - イ) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じる場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合。

第4章 災害応急対策計画

3 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊（焼）流失等により滅失した世帯の数である。その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口によるものとする。

《被害世帯の算定基準表》

住家損壊内容	被害世帯数1 (滅失世帯)の算定
全壊（焼）・流失等による滅失	1 世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	1 / 2世帯 (2世帯で1)
床上浸水、土砂たい積等による一時的居住不可能な状態	1 / 3世帯 (3世帯で1)

4 救助法の適用手続

《適用手続の要領》

区 分	実 施 内 容
① 災害救助法の適用要請	町長は災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みがある場合、直ちに知事へ報告するものとする。
② 災害救助法の適用特例	災害の実態が急迫（知事による救助の実施を待ついとまのない等）な場合、町長は災害救助法に定める救助を行い、直ちに知事に報告する。その後の処置については知事の指揮を受けるものとする。
③ 県（知事）の対応	県知事は、町長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認められたときは、直ちに町長に通知するとともに関係行政機関、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対し、通知又は報告する。

【資料編参照（89～91頁）】

- ・災害救助法の適用基準

第17節 医療救護計画

災害時における医療、助産の救護活動等について定める。

1 実施責任者

災害時の医療について、医療及び助産等を受ける手段を失った者に対しては、応急的に医療関係機関の協力を得て町長が実施するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

[実施主体：総務班・町民保険班]

2 医療及び助産救護の実施

(1) 救護班の実施

① 救護班の体制

医療及び助産等の方法は、救護班によるものとする。

《救護班の編成》

班名	機関名	構成員	備考
医療・助産救護班	嘉手納町 中部地区医師会 町内各医療関係機関	医師 助産師又は看護師 保健師 事務職員	・必要により運転手等助手を配備
県編成医療班	保健所 県立病院 日本赤十字社 国立病院機構 他市町村	医師 保健師、助産師、看護師（准看護師を含む） 事務員 運転手	

② 救護班以外の協力

救護班による医療及び助産救護が十分でない場合、また災害規模及び患者の発生状況により、日赤沖縄県支部救護班、沖縄県医師会、その他医療関係機関の協力を得て行うものとする。

また、緊急な出産を要する場合、最寄りの助産師によって行う等の措置を図るものとする。

第4章 災害応急対策計画

(2) 医療、助産の費用及び期間（災害救助法が適用された場合）

《費用及び期間の基準》

区 分	費 用	実施期間
医 療	① 救護班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ② 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ③ 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から 14日以内
助 産	① 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 ② 助産師による場合 慣行料金の80%以内	分娩した日から 7日以内

(3) 救護所の設置

《救護所の設置基準》

設置区分	設置基準
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議の上、救護所として利用設置するものとする。
臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、本部長の指示により避難場所・避難所（学校、公民館等）の罹災者の収容施設、罹災者の通行の多い地点及び、その他適当と認める場所を臨時に設置するものとする。

(4) その他の救護

① 委託医療機関等による医療

救護班による医療措置ができない者や救護措置が適切でない者は、委託医療機関（県及び公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

- ア) 救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
- イ) 近隣市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

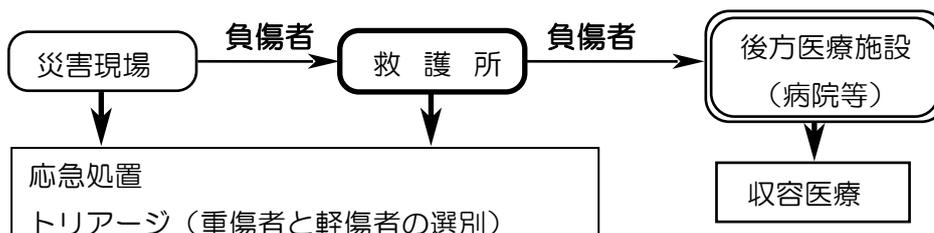
② 船舶の利用

大規模な災害により、被災地の医療施設が不足する場合を想定し、県（総括情報班）を通し、第十一管区海上保安本部や海上自衛隊等に対し、所有船舶の供用を要請するものとする。

第4章 災害応急対策計画

(5) 医療救護の流れと体制確立

① 医療救護の流れ



※ 後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う。
(常設の公立、救急指定病院)

② 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、相互間の連絡・協力を万全を期すことで、災害時の救急医療を迅速かつ的確に実施するものとする。

《本町の業務内容》

- ア) 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- エ) 地区医師会に対する出動要請

3 医薬品等の調達

(1) 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

救護所における医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の所持品を使用するものとするが、手持ち品が不足の場合は中部地区医師会（(社)中部地区医師会立成人病検診センター）等において調達補給するものとする。

また、当該地域での調達確保が困難な場合、県（薬務衛生班）において確保・輸送の要請を行う。

(2) 血液製剤の確保

災害時における本町で、輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう県（薬務衛生班）を通し、沖縄県赤十字血液センターへの輸血用血液製剤の確保・要請に努めるものとする。

4 こころのケア

大規模な災害において大多数の被災者が精神的ダメージを受け、本町における“こころのケア”が必要となることが予測されることから、県と連携を図りながら保健所やその他施設に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等による救護活動を実施するものとする。

5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療を実施できるよう努める。

(1) 救急医療の対象と範囲

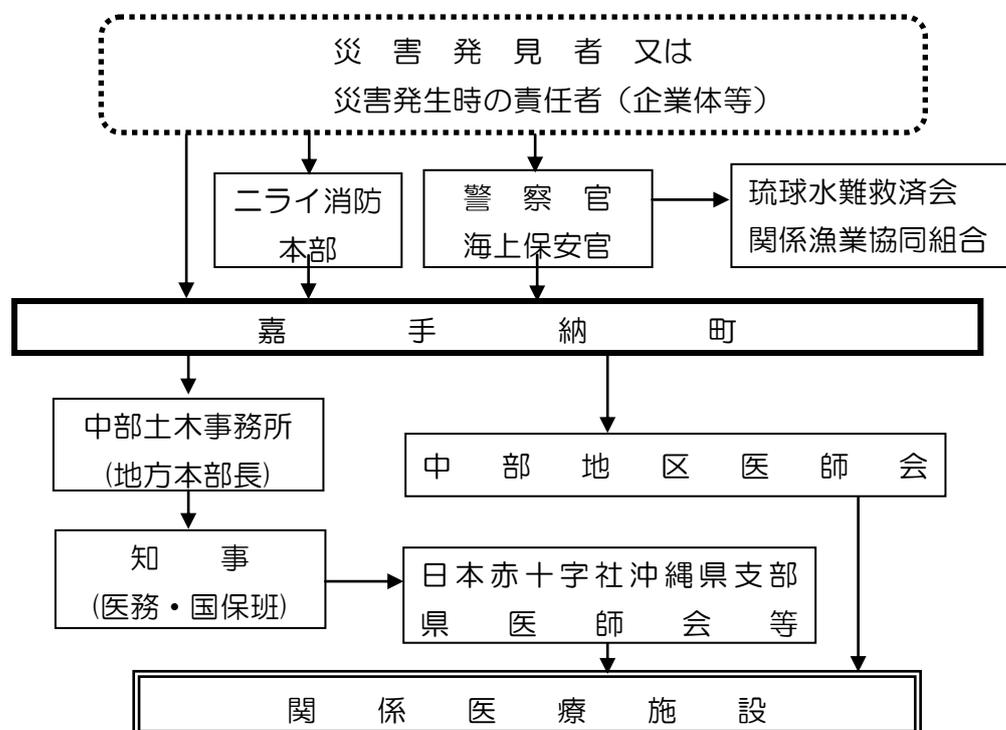
本計画に想定され、災害対策基本法に規定する又はこれに準ずる災害・事故等により、傷病者が50人以上に及び災害とする。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等の実情により本町において対象傷病者数の基準を引き下げもしくは引き上げることができる。

(2) 救急医療体制の確立

県、市町村及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

- ア) 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日赤地区長、分区長に対する出動要請
- エ) 中部地区医師会に対する出動要請

《集団的な傷病者発生の通報連絡系統》

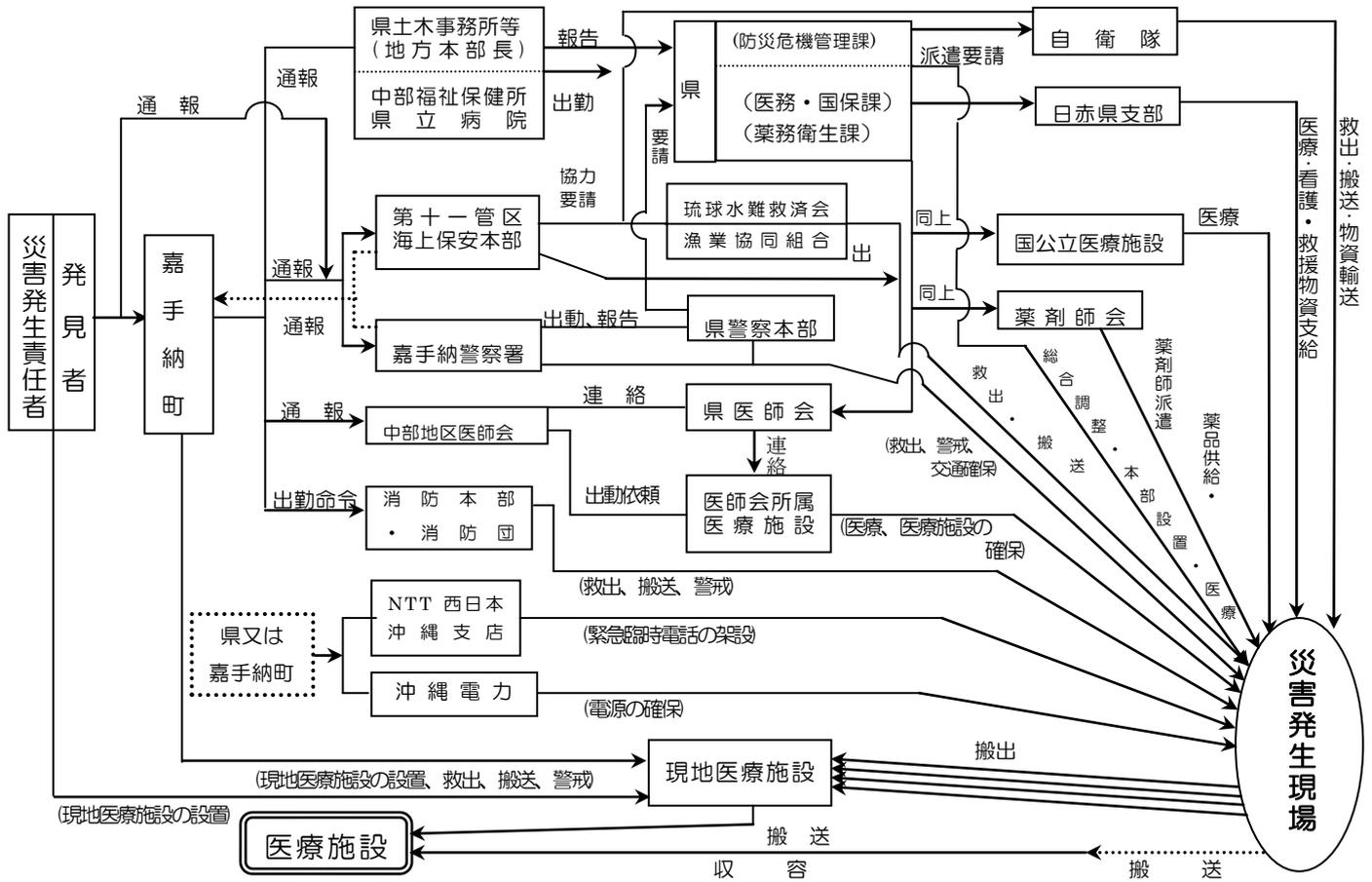


【 通報内容 】

- ① 事故等発生（発見）の日時
- ② // の場所
- ③ // の状況
- ④ その他、参考事項

6 医療施設・連絡系統の現況

《嘉手納町の通報連絡等救急医療対策系統図》



【資料編参照 (21 頁)】

- ・ 中部地区医師会等

第4章 災害応急対策計画

第18節 給水計画

災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに施設等の応急復旧を行う。

1 実施責任者

被災者に対する応急飲料水の供給は、町長が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

[実施主体：総務班・上下水道班・消防本部]

2 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。

救助法が適用された場合、本地域で自力による飲料水確保が不可能であれば、家屋・家財の被害世帯に係わらず給水実施ができる。ただし、罹災者であっても自力で近隣より飲料水が確保できれば供給の必要はない。

3 給水方法

《給水方法の実施内容》

実施事項	実施内容
① 優先供給	必要最小限の生活ができる用水の供給に限る。 また、医療施設、社会福祉施設、避難場所等の施設に対しては、優先的に給水を行うものとする。
② 取水	給水のための取水は水源地为基本とし、他に応急用水として消火栓、配水池、補給水源等から行うものとする。
③ 消毒等	取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、消毒を行うものとする。
④ 供給	被災地への供給は、給水車及び容器による搬送給水等、現地の実情に応じて適当な方法によって行う。
⑤ 広報	給水に際し、広報車又は報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を町民に広報するものとする。

4 給水量

被災者に対する給水量は、必要最小限の生活が維持できる用水の供給（1人1日2～3ℓを基本）とし、補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じて給水量を増減する。

5 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて町水道給水工事指定店の応援を求めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第19節 食糧供給計画

被災者及び災害応急対策員に対する食糧の給与・供給のための調達、炊き出し及び配給等、迅速かつ確実を図るための対策を定める。

[実施主体：総務班・福祉対策部・産業環境班・教育総務班・後方支援班]

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達及び供給は、町長が行うものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

2 食糧の調達方法（災害救助法適用時）

《食糧調達の実施内容》

区 分	調 達 方 法
① 主食	米穀については、町長が知事（流通政策班）に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により指定業者手持ちの米穀を調達する。 災害用乾パンについては、町長が知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請を行い調達するものとする。
② その他の主食、副食及び副食調味料等	町内の販売業者から、事前調整に努め調達するものとする。

3 応急配給及び炊出し方法

（1）応急配給を行う場合（災害が発生又は発生のおそれがある場合）

町長が必要と認めたとときに次の実施基準に基づき行う。

《応急配給の実施基準》

応急配給の実施基準	応急配給数量（1人当たり）
① 被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1日当り 精米 300g
② 被災により、卸売・小売業者の通常販売を行うことができないため、その機関を通さずに配給を行う必要がある場合	1日当り 精米 300g
③ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合	1食当り 精米 200g

第4章 災害応急対策計画

(2) 応急配給品目

配給品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン又は麦製品とする。

(3) 炊出しの実施

炊出しは、各避難所（補助施設として給食センター：学校給食優先）において行い、必要に応じ自治会や婦人会等の地域組織の協力を得て実施するものとする。

4 炊出し等食糧の給与費用及び期間等（災害救助法適用時）

炊出し、その他の食品給与のための基準を定めるものとする。

《炊出し・食糧等の給与基準》

区 分	実施内容
① 対象者	ア) 避難所に収容された者 イ) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等のため、炊事のできない者 ウ) 一時縁故地等へ避難する必要がある者 エ) 旅行者、一般家庭の来訪者等で食糧品の持ち合わせがなく、調達できない者
② 費用	炊出し、その他による食品の給与のため支出できる費用は、主食費、副食費及び炊出し等の燃料費とする。 （具体的費用は災害救助法に基づく）
③ 期間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ただし、住家の被害により被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分の食品等を現物支給するものとする。

5. 災害時要援護者に配慮した食糧の備蓄

本町は、災害時要援護者に配慮した食糧の備蓄に努めるものとする。

6. 応援協定の推進

他の市町村及び関連事業者（流通業者等）と、災害時における応援協定の締結を推進し、食糧（物資、資機材等を含めた検証）の安定確保を図れるよう努める。

なお、協定締結後の協定内容について、適宜検証を行い見直しを図るものとする。

7. 個人備蓄の推進

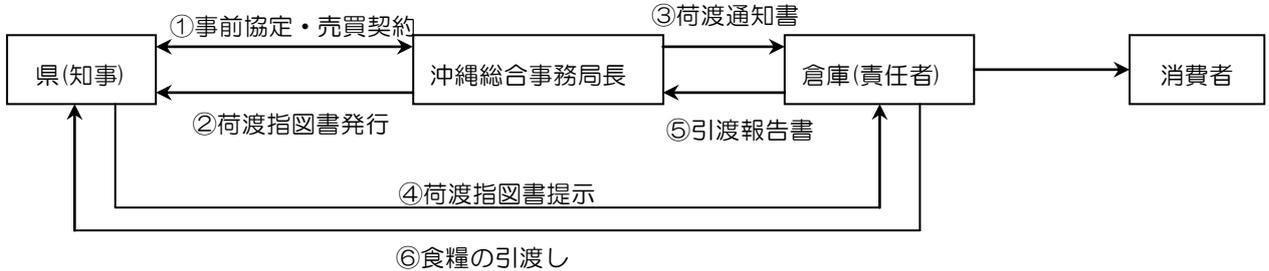
本町では、各個人においてインスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水等を3日分程度、備蓄準備するよう、住民に広報・推進するものとする。

（3日後は、救助及び援助活動による支援が図られるものと想定する。）

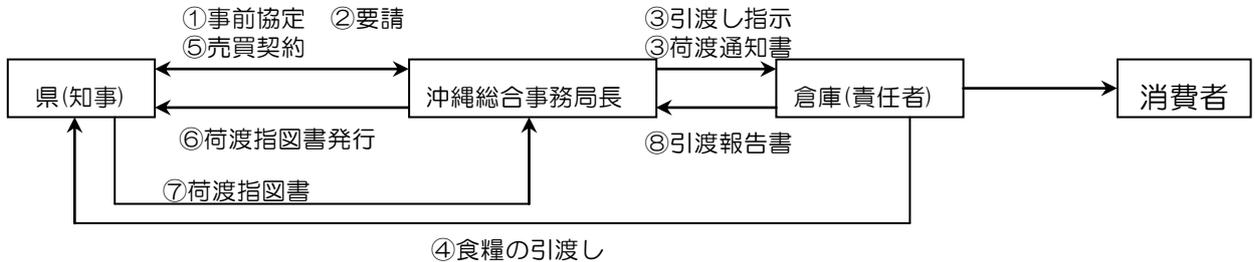
《災害救助用米穀（緊急食糧）の引渡し系統図》

① 県（知事）に対する緊急食糧の売却

a. 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合

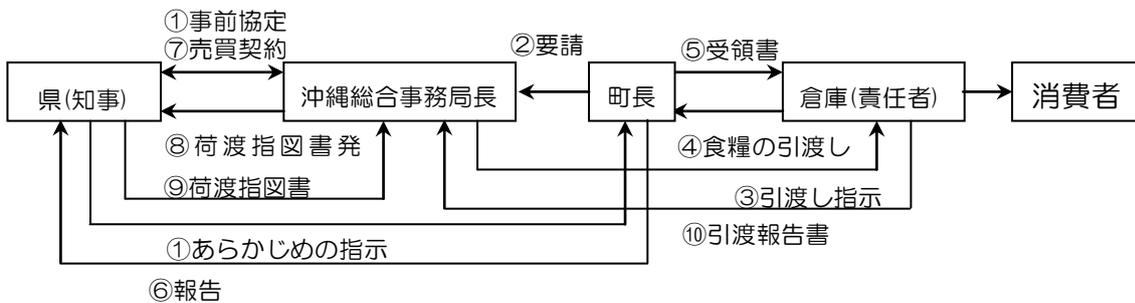


b. 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合

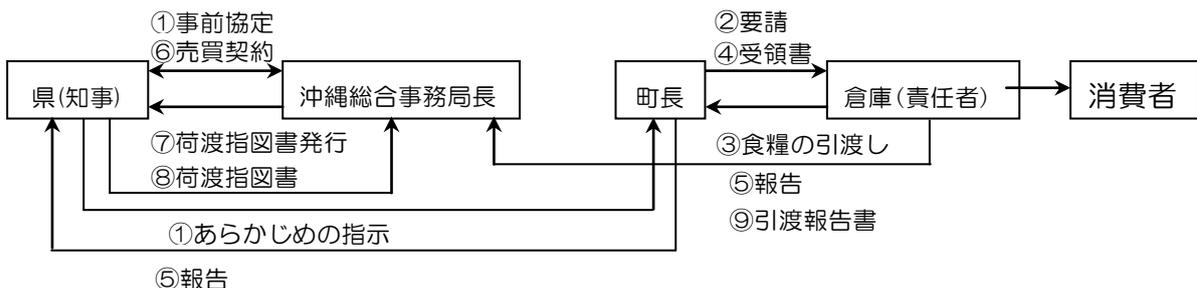


② 町からの緊急食糧引渡しの要請

a. 町長から局長に対して緊急の引渡しを要請する場合



b. 町長から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合
(総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合)



第4章 災害応急対策計画

第20節 生活必需品供給計画

被災者に対する衣料及び寝具等、生活必需品物資の調達及び給与、貸与に関するものを定める。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は町長が行う。また、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

[実施主体：総務班・企画財政班・福祉対策部・産業環境班]

2 物資の調達

物資の調達について、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、物資を調達するものとする。

必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

3 物資の給与又は貸与

(1) 給与・貸与の基準

《物資給与・貸与の基準（災害救助法を基本とする）》

区分	給与・貸与の範囲
① 対象者	ア) 災害により住家に被害を受けた者 (住家の被害程度は全・半(焼)、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者。) イ) 船舶の遭難等により被害を受けた者 ウ) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失したもの エ) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。
② 品目	給与又は貸与する衣料・物資は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う。 ア) 被服、寝具及び身のまわり品 イ) 炊事用具及び食器 ウ) 日用品及び光熱材料
③ 費用	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たりの費用を算出する。(災害救助法に基づく)
④ 期間	災害発生の日から、10日以内とする。 (ただし、町長が認めた場合期間延長あり)

(2) 住家の被害による対象基準

住家の被害世帯における対象基準は、災害救助法に基づくものとする。

第4章 災害応急対策計画

4 物資の配給方法

世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、被災者のための生活必需品等の確保及び迅速確実な配給に努めるものとする。

5 義援物資及び金品の保管、配分

本町に送られた義援物資及び金品は、受入れた後保管・管理し、配分計画に基づき被災者に支給するものとする。

6 個人備蓄の推進

本町では、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を、非常持ち出し品として個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

第4章 災害応急対策計画

第21節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実に行うものとする。

[実施主体：総務班・都市建設班]

1. 交通規制

(1) 実施責任者・規制の種別

災害時における交通の規制、緊急輸送等は各範囲の責任者が行うものとし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資との緊急輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、町長が行う。

《実施区分別の規制及び根拠法》

実施責任者		規制種別	根拠法
陸上	道路管理者	危険箇所	道路法に基づく規制 [道路法第46条] ○災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。
	県公安委員会	危険箇所	道路交通法に基づく規制 [道路交通法第4条] ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
	県公安委員会	災害緊急輸送	災害対策基本法に基づく規制 [災害対策基本法第76条] ○県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。
海上	海上保安本部	災害緊急輸送 特定港内及び危険箇所	港則法・海上保安庁法に基づく範囲 [港則法第37条、海上保安庁法第18条] 1 船舶交通安全のため必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において、船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要なとき 3 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき

第4章 災害応急対策計画

(2) 規制措置の内容

① 危険個所における規制

町、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りように記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

② 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、町長及び警察、消防等防災関係機関が災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は次により適切な措置をとるものとする。

《規制措置の実施内容》

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。
公安委員会の措置 (制限の必要を認めたととき)	ア) 緊急車両以外の車両の通行禁止、または制限の対象、区間及び期間を記載した様式1（資料編66頁）による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。 イ) 上記の通行禁止、または制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(3) 規制に係わる措置

① 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

② 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときはあらかじめその規制の対象区間、規制期間及び理由を相互に通知する。

③ 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに町長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたとき（者）は、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

④ 車両運転者の責務

災害対策基本法（第76条）の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両

第4章 災害応急対策計画

の運転者は次の措置をとらなければならない。

《災害時における車両運転者の義務》

規制区分	措置内容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間や区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

⑤ 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等 ア) 警察官

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによ罹災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらない時又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ) 自衛官・消防職員による措置命令等

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、措置を命じ、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

⑥ 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は本章の「第 34 節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところとする。

2 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施責任

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、町長が行う。ただし、次の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合② 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合 |
|---|

第4章 災害応急対策計画

(2) 緊急輸送の対象

《優先段階別の輸送対象内容》

優先段階	対象内容
第1段階	ア) 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ) 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア) “第1段階”の続行 イ) 生命維持に必要な物資（食糧・水等） ウ) 傷病者、被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	ア) “第2段階”の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

(3) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法によるものとする。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

① 道路輸送

ア) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者の確保の順位。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">a. 応急対策を実施する機関に属する車両等b. 公共的団体に属する車両c. 営業用の車両等d. 自家用の車両 |
|---|

第4章 災害応急対策計画

イ) 緊急通行車両の届出

a. 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、本町において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受けるものとする。

県公安委員会は、届出済証を交付した車両について、緊急通行車両事前届出受理簿の登載を行う。

b. 緊急通行車両の標章及び証明書

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明書の交付を受け、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

[使用者の申出・証明書等の交付]

緊急輸送に車両を使用しようとする者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出、所定の標章（様式2）及び証明書（様式3）の交付を受ける。

c. 標章の掲示

緊急車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示するものとする。

【資料編参照（66～67頁）】

- 車両通行止
- 緊急通行車両標章及び証明書

ウ) 町有車両の確保

町有車両の確保は、総務対策部総務班において行い、各班長は、車両を必要とするときに必要な事項を明示して配車を要請する。

総務班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮のうえ使用車両を決定し、要請した班へ通知するものとする。

〈必要事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 輸送日時及び輸送区間b. 輸送対象の人数、品名及び数量c. その他必要な事項 |
|---|

エ) 民間車両（町有車両以外）による輸送

本町において必要な車両確保が困難な場合、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

オ) 費用の基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。b. 官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担するものとする。 |
|---|

第4章 災害応急対策計画

② 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施するものとする。

ア) 県有船舶による輸送

県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括及び情報対策班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- | |
|----------------------|
| a. 災害の状況及び応援を必要とする理由 |
| b. 応援を必要とする期間 |
| c. 応援を必要とする船舶数 |
| d. 応急措置事項 |
| e. その他参考となるべき事項 |

イ) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

町長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し要請及び要請後の措置を行う。

※ 本章「第11節 自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる

ウ) 民間船舶による輸送

町長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

③ 空中輸送

《空中輸送の実施内容》

実施項目	実施内容
ア) 空中輸送の実施	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請について実施する。 ※ 本章「第11節 自衛隊災害派遣要請計画」により実施する。
イ) ヘリポートの整備	空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。 ※ 本章「第11節 自衛隊災害派遣要請計画」によるヘリポート設置基準による。

④ 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第22節 感染症対策、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

1 実施責任者

災害時における防疫は、県（中部福祉保健所等）の指示を受け、町長が必要な措置を行うものとする。

[実施主体：総務班・町民保険班・産業環境班・上下水道班]

知事（県）は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本節において「法」という。）に基づき防疫に必要な措置を行う。

2 感染症対策班の編成

災害時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成し、災害地域が広域にまたがるときは、その都度即応体制をとるものとする。

《感染症対策班編成の実施内容》

担 当	実 施 内 容
疫学調査係	実施責任機関となる県の検病調査班に協力し、情報収集とともに地域の衛生に努める。
感染症対策係	保健所等の指導のもと、清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族及び昆虫の駆除等、地域防疫の実施を図るものとする。

3 感染症対策の指示、命令等

町長は、知事が感染症予防上必要と認め、その範囲及び期間等を定めて指示を発しそれを受けた場合、すみやかに指示事項を実施する。

実施措置については、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、必要最小限なものでなければならない。

〈知事の指示事項〉

- ① 消毒に関する指示（法第27条第2項及び法第29条第2項の規定）
- ② ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項の規定）
- ③ 生活の用に供する水の供給に関する指示（法31条第2項の規定）
- ④ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項の規定）

第4章 災害応急対策計画

4 感染症対策の実施

《感染症対策の実施事項》

実施事項	実 施 内 容
① 清潔方法	<p>感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。</p> <p>また、本町が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。</p>
② 消毒方法	<p>法施行規則第14条から第16条までに定めるところにより行うものとする。</p>
③ ねずみ族及び昆虫等の駆除	<p>法施行令第15条によるものとする。</p>
④ 生活の用に供される水の供給	<p>知事（中部福祉保健所）の指示に基づき、すみやかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。</p>
⑤ 臨時予防接種	<p>知事（中部福祉保健所）の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施にあたっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰り上げの実施等を考慮する。</p> <p>ただし、集団避難所で患者もしくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。</p>
⑥ 避難所の防疫措置	<p>避難所を開設したときは、県の指導のもと避難所における防疫の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫に万全を期するものとする。</p> <p>〈防疫指導の重点事項〉</p> <p style="padding-left: 2em;">ア) 検病調査 イ) 清潔の保持及び消毒の実施 ウ) 集団給食 エ) 飲料水の管理 オ) 健康診断</p>

〔感染症薬剤の調達〕

感染症薬剤は、対策本部担当において緊急に調達するものとするが、それが不可能な場合は、県（中部福祉保健所等）に調達斡旋の要請を行うものとする。

第4章 災害応急対策計画

5 清掃計画

被災地におけるゴミ及びし尿の収集処分等、清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。

(1) 実施責任者

本町の被災地における清掃計画・実施について、清掃班を組織し町長が行う。

ただし、被害が甚大のため実施できないときは、他の市町村又は県の応援を求めるものとする。

(2) 清掃の方法

① ゴミの収集処理の方法

《ゴミ収集の実施事項》

実施区分	実施内容
収集方法	① ゴミの収集は、被災地及び避難所に委任業者の車両を配車してすみやかに行う。 ② ゴミの集積地は、各自治会長と協議して定めるものとする。
処理方法	ゴミ処理は、原則として比謝川行政事務組合において処理する。 (必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行うものとする。)
清掃用薬剤の調達	清掃用薬剤の調達が必要な場合、本町において担当班が調達する。

② し尿の収集処理方法

《し尿収集の実施事項》

実施区分	実施内容
収集方法	し尿の収集は、被害の規模に応じ許可業者に指示して、集中汲み取りを実施する。
処理方法	し尿の処理は、原則として「中部衛生施設組合（長尾苑）」において処理する。 必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行うものとする。

③ 仮設便所等のし尿処理

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

第4章 災害応急対策計画

6 保健衛生

《健康管理の実施事項》

実施事項	実施内容
① 良好な衛生状態の保持	災害による生活環境の激変は、被災者の健康を心身双方に不調をきたす可能性が高く、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設けるものとする。
② 災害時要援護者への配慮	高齢者、障害者等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施するものとする。
③ 保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行うものとする。

7 食品衛生監視活動

本町の被災状況から、県が災害時に食品衛生の監視が必要と認めたとき、県衛生監視班の指導のもと食品衛生監視活動を実施するものとする。

8 災害時における動物保護・収容計画

(1) 実施責任者・対策内容

《動物保護・収容の実施事項》

実施区分	責任者	実施内容
① 犬及び負傷動物対策	県(中部福祉保健所等)・町	災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、嘉手納町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。
② 危険動物対策	県(中部福祉保健所等)・町協力機関、町、関係機関	沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。(条例に基づく) 所有者不明の場合、県の活動とともに本町における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

(2) 保護・収容動物の公示

保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。

(3) 動物の処分

《動物処分の実施事項》

区 分	実 施 内 容
① 所有者不明犬等	狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
② 危険動物	人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。

9 その他

その他必要事項については、関係機関と協力して実施するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第23節 行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び火葬・埋葬計画

災害により行方不明者になっている者（生存推定者、生死不明者）の捜索を行い、死体の収容、処理及び火葬・埋葬を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の捜索及び死体の収容処理、火葬・埋葬等の措置は町長が行う。

また、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

[実施主体：総務班・産業環境班・消防本部]

〈措置別の協力機関〉

措置別	実施・協力機関等
行方不明者の捜索	災害対策本部（担当）、警察署、第十一管区海上保安本部、消防本部
死体の収容、処理及び火葬・埋葬等	災害対策本部（担当）、学校（仮設等）、その他（住民、事業所等）

2 行方不明者の捜索

《捜索の実施事項》

実施事項	実施内容
① 捜索隊の設置	行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防本部に捜索隊を設置し、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防吏員を中心に各班員をもって編成するものとする。
② 捜索の方法	捜索にあたっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

第4章 災害応急対策計画

3 行方不明者の発見後の収容及び処理

《発見後の収容・処理の実施事項》

実施事項	実 施 内 容
① 負傷者の収容	捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、または警察及び第十一管区海上保安本部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。
② 死体の収容	発見した死体は速やかに医師の検案を受け、海上保安官及び警察官による死体検分調書を作成後、死体の引き渡しを受けたときは、直ちに適当な施設に搬送・収容するものとする。
③ 医療機関との連携	捜索に関しては、負傷者の救護及び死体の検案等が円滑に行われるように、対策本部（担当）及び医療機関等との連絡を予めとっておくものとする。

4 死体の処理

《死体処理の実施事項》

実施事項	実 施 内 容
① 死体の処理手続き	発見された死体については、死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則）、海上保安庁死体取扱規則（昭和 45 年）の規程により、警察官または海上保安官は所要の死体検分調書を作成した後、遺族又は町長に引き渡すものとし、町長はその後必要に応じて死体の処理を行うものとする。
② 死体の処置	<p>ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 死体の識別のための処置として行う。</p> <p>イ) 死体の一時保存 死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬・埋葬ができない場合等において、死体を特定の場所（学校等の施設に仮設）に集めて火葬・埋葬の処理をとるまで保存する。</p> <p>ウ) 検案 死体について、死因、その他の医学的検査を行う。</p>

（※ 死体の処理は、火葬・埋葬の実施と一致することを原則とする。）

5 死体の火葬・埋葬

身元の判明しない死体、または遺族等が判明していても、災害時の混乱で死体を引き取ることができないとき、及び災害時の混乱の際死亡した者等は、火葬・埋葬にふすものとする。

- | |
|----------------------------------|
| ① 火葬・埋葬は町長が実施し、それに要する経費は県が負担する。 |
| ② 納骨は遺族が行うが、遺族の無い者については、町長が実施する。 |

6 行方不明者の搜索等の費用及び期間等

被災者の搜索や死体の処理等についての費用及び期間は次のとおりである。

ただし、災害救助法が適用された場合は、本章の「第16節 災害救助法の適用計画」に基づくものとする。

(1) 災害に遭った者の救出

《救出の実施基準》

条件別	基準内容
対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を搜索し、救出するものとする。
費用	船艇、その他救出のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常費用とする。
期間	災害発生の日から3日以内とする。

(2) 死体の搜索

《死体搜索の実施基準》

条件別	基準内容
対象者	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
費用	搜索における船艇、その他搜索のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常費用とする。
期間	災害発生の日から10日以内とする。

第4章 災害応急対策計画

第24節 障害物の除去計画及び災害廃棄物の処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に備え、除去についての対策を図る。

1 実施責任者

[実施主体：総務班・都市建設班・産業環境班・消防本部]

《実施区分》

区 分	除 去 責 任 者
① 住居又はその周辺の障害物除去	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、町長（担当班）が行うものとする。 災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。
② 公共的施設・場所における障害物除去	障害物が公共的な施設や場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が除去を行うものとする。

2 除去の方法

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は状況に応じて建設業者等の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

《障害物除去の実施内容》

条 件 別	内 容
除去の対象者	居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
対 象 数	住家が半壊及び床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む）した世帯数の15%以内とする。
費 用	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び人夫費とする。
期 間	災害の日から10日以内とする。

3 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、遊休地、公園、広場及びゴミ処理施設（比謝川行政事務組合施設等）を利用するものとする。

4 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

地震等の災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「震災廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月）」に基づき、災害廃棄物処理計画を策定するものとする。また、水害廃棄物についても同様に、国の「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 7 月）」に基づき災害廃棄物処理計画の中で位置づけるものとする。

原則として、町内での処理体制を基本として検討を図るものとするが、それが困難な場合には、県と相談の上、広域処理体制の構築について要請するものとする。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

がれきの仮置場及び最終処分地については、町内の遊休地・空地等、最終処分場を利用することを原則とするが、それが困難な場合には、県に他市町村での確保について、広域的な調整を要請するものとする。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとする。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去にあたっては、県の技術的な指導のもと、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第25節 住宅応急対策計画

災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施する。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うものとする。

[実施主体：総務班・都市建設班]

2 応急仮設住宅の建設

《応急仮設住宅の設置要領》

区 分	設 置 内 容
① 対象者	住家が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができないと、町長が認めた者。
② 設置戸数	設置戸数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯の3割（30%）以内とする。ただし救助法が適用され、この範囲内では困難な特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。
③ 設置場所	設置場所は原則として町有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置するものとする。
④ 規模及び費用	1戸当り規模：29.7㎡（9坪） 構 造：1戸建て、長屋建て又はアパート式等状況に応ずる。 設置費用：整地費、建築費、附帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めた額。（災害救助法に準ずる額）
⑤ 着工及び供与期間	応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工するものとする。 また、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。
⑥ 災害時要援護者に配慮した仮設住宅	仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した住宅の建設をするものとする。
⑦ 入居者の選定	入居者の選定にあたっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者の入居を優先するものとする。

第4章 災害応急対策計画

3 住宅の応急修理

《住宅応急修理の実施要領》

区 分	実 施 内 容
① 対象者	災害のため住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができないと、町長が認めた者。
② 戸数	住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。 （沖縄県の規定に準ずる。）
③ 規模及び費用	居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分に対して行うものとする。 本町における修理費用の限度額としては、災害救助法に基づくものとする。
④ 期間	住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了させるものとする。

4 公営・民間住宅の確保

《住宅確保の実施要領》

住宅別	実 施 内 容
① 公営住宅の確保	町は、町営住宅の応急仮設住宅としての利用・確保に努めるものとする。 町営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。
② 民間住宅の確保	民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用確保に努めるものとする。

5 建物の解体、撤去

町は被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して住民に解体、撤去の措置を促す。

また、自力で撤去できないものについては、町長が必要と認めた場合において実施する。

第26節 二次災害の防止計画

[実施主体：総務班・都市建設班]

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県の協力（判定士の派遣及び技術的な支援）を受けて本町が実施するものである。

2 被災建築物の応急危険度判定

本町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

本町は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援（応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等）を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定

本町は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要綱」により実施する。

本町は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援（宅地判定士の派遣及び資機材の提供等）を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止

本町は、災害の発生に備え避難対策を実施するものとする。

5 高潮、波浪等の対策

本町は、災害の発生に備え避難対策を実施するものとする。

第27節 労務供給計画

災害時における応急対策実施のため、各実施機関における職員動員等では十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、労務者及び職員等の確保について定める。

1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、町長（総務班と調整）が行うものとする。

しかし、確保困難な場合の必要な労務者の雇用は、町長の要請により公共職業安定所（ハローワーク）において供給斡旋を行うものとする。

[実施主体：総務班・産業環境班]

2 職員の派遣・斡旋（相互応援協力）

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、町長は次の機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請するものとする。

（1）職員の派遣要請

- ① 指定地方行政機関の長（基本法第29条第2項）
- ② 他の市町村長（地方自治法第252条の17）

（2）職員の派遣斡旋

- ① 知事に対し指定地方行政機関の職員派遣について斡旋要求（基本法第30条第1項）
- ② 知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員派遣について斡旋要求（基本法第30条第2項）

（3）派遣要請・斡旋の手続き

職員の派遣・要請に関する文書は、必要事項を記載したものとする。

〈派遣・要請に必要な事項〉

- ① 派遣を必要とする理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を要請する期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

第4章 災害応急対策計画

3 一般労働者供給の方法

《一般労働者供給の実施要領》

供給方法	実 施 内 容
① 供給手続	町長は、沖縄公共職業安定所長（ハロー・ワーク）に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼するものとする。 ア) 作業内容（目的又は救助種目） イ) 必要労務者数 ウ) 労働期間・時間 エ) 就労場所 オ) 賃金 カ) その他必要な事項
② 賃金の基準	賃金の基準は、嘉手納町臨時職員の賃金を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定するものとする。
③ 賃金の支払い	賃金の支払い事務は、「嘉手納町臨時職員管理規定」に準じて、その担当班の所属課が行うものとする。
④ 労務者の輸送方法	労務者の輸送は、原則として町の車両によって行うものとする。

4 従事命令、協力命令

災害応急対策の実施に伴う人員不足に対し、町長及び知事（県）が必要であると認めた場合は、従事命令、協力命令を発するものとする。

（1）人的公用負担の要領

① 命令の種類と執行者

《命令の種類別・執行者》

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	町 長
		// 第 65 条 2 項	警察官、海上保安官
		// 第 65 条 3 項	自衛官（町長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 24 条第 1 項	知 事
	協力命令	// 第 25 条	

第4章 災害応急対策計画

災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知 事 町 長 (委任を受けた場合)
	協力命令	// 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、 消防機関の長

※ 知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

② 命令対象者

《命令区分別の対象者》

命 令 区 分 (作業対象)	対 象 者
ア) 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	a. 医師、歯科医師又は薬剤師 b. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士 c. 土木技術者又は建築技術者 d. 土木、左官、とび職 e. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 f. 地方鉄道業者及びその従業者 g. 軌道経営者及びその従業者 h. 自動車運送業者及びその従業者 i. 船舶運送業者及びその従業者 j. 港湾運送業者及びその従業者
イ) 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
ウ) 災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市町村区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
エ) 警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
オ) 消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
カ) 水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

第4章 災害応急対策計画

(2) 物的公用負担

《公用負担の種類と執行者》

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者
消防対象・土地	使用、処分、使用制限	消防法 第29条第1項	消防吏員 消防団員
土地	一時使用	水防法 第21条第1項	町長
土石、竹材、その他の資材	使用、収用		
車両、その他の運搬具・器具	使用		
必要物資の生産集荷配給、保管、運送の業者	保管命令	災害救助法 第23条の2第1項	・指定行政機関の長 ・指定地方行政機関の長
必要な物資	収用	災害対策基本法 第78条第1項	
病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	管理	災害救助法 第26条第1項	知事 (町長)
土地、家屋、物資	使用		
必要物資の生産集荷配給、保管、運送の業者	保管命令	災害対策基本法 第71条第2項	
必要な物資	収用		
他人の土地、建物、その他の工作物	一時使用	災害対策基本法 第64条第1項	町長 警察官 海上保安官
土石、竹材、その他の物件	使用、収用		
災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障になるもの	除去、その他の必要な措置		

(3) 補償等

① 傷害等に対する補償（災害対策基本法第84条第1項）

町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により、町長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、もしくは疾病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

② 損失等に対する補償（災害対策基本法第82条第1項）

町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

【資料編参照（69～71頁）】

- ・公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）

第4章 災害応急対策計画

第28節 民間団体協力計画

大規模災害時には、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図る。

1 実施責任者

民間団体への活用要請を町長（担当：町教育委員会）が行う。

また大規模な被害、もしくは広範囲にわたる災害の発生等により、本町において処理できない場合、被災をまぬがれた隣接市町村、知事又は県教育委員会に協力を要請して行うものとする。

[実施主体：総務班・産業環境班・社会教育班]

2 協力要請対象団体

- | | | | |
|--------|-------|-------|---------|
| ① 自治会 | ② 婦人会 | ③ 青年会 | ④ 民間事業所 |
| ⑤ 各種団体 | | | |

3 協力の要請

《協力要請の実施内容》

区 分	実 施 内 容
① 要請の方法	協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行うものとする。 ア) 協力を必要とする理由 イ) 作業の内容 ウ) 期間 エ) 従事場所 オ) 所要人数 カ) その他必要な事項
② 協力を要する作業内容	ア) 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険個所の発見及び連絡等の奉仕 イ) 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕 ウ) 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 エ) 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、 オ) 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 カ) その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第4章 災害応急対策計画

第29節 ボランティア協力受入れ計画

大規模な災害時には、本町及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想され、関係諸団体との連携のもと民間ボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備する。

[実施主体：総務班・福祉班]

1 ボランティア受入れ体制の整備

本町は町社会福祉協議会、県、日本赤十字社、その他関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入れ体制を整備するものとする。

受入れに際しては、ボランティアの登録を行い老人介護や外国語能力等、ボランティアの技能支援が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。

2 ボランティア活動内容と協力要請

ボランティアの活用には、ボランティア活動の内容に即し、協力を求めるものとする。

〈ボランティア活動内容〉

種 別	活 動 内 容
① 専門 ボランティア	ア) 医療救護（医師、看護師、助産師等） イ) 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ウ) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） エ) 住宅の応急危険度判定（建築士等） オ) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
② 一般 ボランティア	ア) 炊き出し イ) 清掃及び防疫 ウ) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ) 被災地外からの応援者に対する地理案内 オ) 軽易な事務補助 カ) 危険を伴わない軽易な作業 キ) その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ク) 避難所の管理・運営支援

3 ボランティアの活動支援

(1) ボランティア活動場所の提供

《活動拠点の役割》

区 分	活動拠点の場所	役割
① 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・町立中央公民館 (ロータリープラザ) ・青少年センター ・体育館施設 ・他の公共施設 	ア) ボランティアの活動方針の検討 イ) 全体の活動状況の把握 ウ) ボランティアニーズの全体的把握 エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整 オ) 各組織間の調整(特に行政との連絡調整) カ) ボランティア活動支援金の募集、分配
② 地区活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリー広場 ・各小学校 ・町総合グラウンド ・社会福祉施設 ・その他公共施設 	ア) 避難所等のボランティア活動の統括 イ) 一般ボランティアの受付、登録 (登録者は本部へ連絡) ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション (ボランティアの心得、活動マニュアル) エ) ボランティアの派遣 オ) ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしと コーディネーション カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等、町長が必要と認め、かつ本町において提供可能な資機材とする。

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。

また、ボランティア組織の必要情報とともに、住民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティアの保険

ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援を検討する。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報するなどして、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減することに努める。

第4章 災害応急対策計画

第30節 教育対策計画

教育施設又は児童生徒及び園児の被災により、通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るものとする。

1 実施責任者

災害時の教育に関する実施責任者を定めるものとする。

[実施主体：教育対策部]

《責任者別の実施内容》

実施責任者	実施内容
町長	① 町立の小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ② 救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う
町教育委員会	① 町立の小中学校、児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事又は県教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる
県知事	① 救助法の適用事項
県教育委員会	① 県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ② 県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	① 災害発生時の学校内の応急措置

2 応急教育対策

(1) 学校施設（小・中学校）の確保

《被害規模別の対応内容》

被害規模	利用施設等の対応策
① 校舎の一部が使用不能	特別教室、屋内体育館等の施設を利用する。 不足時には、二部授業等の方法を図る。
② 校舎の全部又は大部分	公民館等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用。
③ 特定の地区が全体的な被害	避難先の最寄りの学校、又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用。 利用すべき校舎がない場合、応急仮校舎の建設を実施。
④ 本町域内に適当な施設がない場合	町教育委員会は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対し、施設斡旋を要請する。

(2) 教育職員の確保

県教育委員会が、県教育事務所及び町教育委員会との密接な連携を図り、教職員の確保に努め、応急教育実施の支障をきたさないよう適切な教育を行うこととする。

第4章 災害応急対策計画

(3) 教科書、教材及び学用品の支給方法

《支給方法の実施内容》

実施区分	実施内容
① 被害状況の調査報告 (被災児童生徒・教科書等)	町長は、被災した児童生徒、災害によって滅失した教科書及び教材の状況を県教育委員会に報告する。
② 支給 (斡旋された現品等)	ア) 救助法適用世帯の児童生徒 ・ 給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 ・ 教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 ・ 文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。 イ) 救助法適用世帯以外の児童生徒の支給について、町又は本人の負担とする。

(4) 被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校、編入については、教育長が定める。

3 学校給食対策

嘉手納町教育委員会及び各学校長は、応急給食について、県教育委員会、県学校給食会、福祉保健所と協議の上実施するものとする。

4 社会教育施設等の対策

(1) 公民館等の施設

公民館等の施設は、本町の災害応急対策のために利用されることから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理等をすみやかに実施する。

(2) 文化財対策

嘉手納町教育委員会は、被災文化財について、県文化財審議委員専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

5 罹災児童・生徒の保健管理

罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第4章 災害応急対策計画

第31節 治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図ることとする。

[実施主体：総務班(警察との調整)]

1 災害地における警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、本町における社会秩序の維持にあたるものとする。

2 災害時における警備体制

災害時における災害警備活動は、次によるものとする。

(1) 警察

本町において、警察が行う災害警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」、「嘉手納警察署災害警備実施要綱」によるものとする。

(2) 町長

《町長の措置内容》

町長の措置	措置内容
① 災害応急措置	町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
② 協力要請	町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
③ 出動要請	町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第32節 ライフライン（公益事業等施設） 応急対策計画

災害によるライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の応急対策について、迅速、適切な対応を図るものとする。

[実施主体：総務対策部(指定公共機関との調整)・都市建設班・上下水道班・消防本部]

1 電力施設災害応急対策計画

(1) 実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

なお、同計画は電力施設の災害による停電の根絶を究極の目的とし、災害の未然防止と迅速復旧により被害の減少のため諸対策について定めるものとする。

(2) 関係機関との協力関係

嘉手納町域の被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は電力施設復旧の処理に当たっては、嘉手納町及び大口需要家と十分連絡をとるとともに必要に応じ県災害対策本部と協議して措置するものとする。

2 ガス施設災害応急対策計画

ガス施設に関する災害応急対策は、嘉手納町管轄の各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施するものとする。

なお、同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

(1) 連絡体制

ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に管轄する消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

第4章 災害応急対策計画

(2) 出動体制

《対応種別の実施内容》

対応の種類	担当	実施内容
① 消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
② 通報通知による対応ができない場合（特別な事情等）、又は現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
③ 事故の状況による消防機関の出動、さらなる応援の必要要請	供給販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動を要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
④ 供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
⑤ 他販売店から応援出動の依頼又は支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるよう、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

(3) 出動条件

- ① 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者（有資格者等）とする。
- ② 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- ③ 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏（手おち等）のないようにする。

(4) 事故の処理

- ① 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。
- ② 整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

第4章 災害応急対策計画

3 上水道施設災害応急対策計画

水道事業者等は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など、すみやかに緊急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

《施設別の実施内容》

施設別	実施内容
① 取水・導水施設の復旧	浄水活動に大きな支障を及ぼす取水・導水施設の被害は、最優先で復旧を行う。
② 浄水施設の復旧	浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
③ 管路の復旧	管路の復旧にあたっては随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行う。
④ 給水装置の復旧	ア) 公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施する。 イ) 一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申し込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする変電所等を優先して実施する。

(2) 広域支援の要請

町は災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に関する調整を行う。

また、水道管理者は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行うものとする。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

4 下水道施設応急対策計画

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとする。復旧順序については、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠、取付管等の復旧を行うものとする。

《施設別の実施内容》

段階作業別		管路施設	ポンプ場施設
第一段階	緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> 被害の拡大、二次災害の防止のための調査 下水道本来の機能より、道路等他施設に与える影響の調査 重要な区間の被害概要把握 関連機関、住民からの通報のあった箇所の調査 	/
	緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> マンホールと道路の段差への安全柵等の設置、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、下水道施設の使用中止依頼 	
第二段階	応急調査	<ul style="list-style-type: none"> 被害の拡大、二次災害の防止のための調査（館内、マンホール内まで広げる） 下水道の機能的、構造的被害程度の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ場施設の暫定的機能を回復するための調査
	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 管内、マンホール内の土砂浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、下搬式ポンプによる下水の排除。 	<ul style="list-style-type: none"> コーキング、急結セメントによる復旧、下搬式ポンプによる揚水、止水バンドによる圧送管の止水

5 電気通信施設被害応急対策計画

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生の恐れがあると認めるとき、NTT西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき沖縄支店に災害対策本部が設置される。ただし、状況により情報連絡室の設置や、電気通信施設の復旧処理にあたる等、必要に応じ町災害対策本部と協議の上実施するものとする。

第33節 農水産物応急対策計画

災害時における農水産物及び家畜の災害応急対策を行い、これら農水産経営の安定を図る。

1 実施責任者

災害時における農水産物の応急対策は、町長が行う。

[実施主体：産業環境班]

2 災害事前・事後対策の体制

本町において県が実施する事前対策及び事後対策に基づき、各関係機関への周知徹底及び指導を行う。

《対策の実施事項》

区 分	実 施 事 項
① 事前対策	町は、農水産物に被害を及ぼす災害発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに事前措置を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、農漁協、各自治会長並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行うものとする。
② 事後対策	町は、災害発生により農水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督励に努めるほか、農協、漁協、各自治会並びに関係団体の相互協力のもとにその対策を実施する。

3 農産物応急対策

(1) 種苗対策

災害により農作物が被害を受け、種苗供給の必要がある場合は、種苗確保の計画樹立と、農業協同組合への要請・協力とともに県へ報告し、供給措置を実施する。

(2) 病虫害防除対策

災害による病虫害の異常発生から農作物が被害を受けた場合、県の病虫害緊急防除対策及び具体的指示に従い、本町における「病虫害防除計画」を樹立し、農業協同組合と連携した緊急防除を実施し、農作物に対する管理指導を行う。

第4章 災害応急対策計画

4 家畜応急対策

《対策別の実施内容》

対策種別	実施内容
① 家畜の管理	浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとする。 この場合の避難場所の選定、避難の方法について、必要に応じ町は事業者と事前調整を図っておく。
② 家畜の防疫	家畜伝染病に対処するため、町は県や獣医師会と協力の上、必要な防疫措置を実施するものとする。 死亡家畜については県に届けるとともに、死体処理の指示に従うものとする。 特に、水害による予防注射又は畜舎消毒の必要が認められた場合、関係機関と連携し予防注射又は緊急消毒措置及び被災畜舎の消毒指導を行う。
③ 飼料の確保	災害により飼料確保が困難となった場合、本町は農業協同組合を通じ必要量の調査把握を行い、確保調整のうえ県に要請するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第34節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設等、公共土木施設の応急対策を定めるものとする。河川施設は本章「第12節 水防計画」により、急傾斜地の危険予想区域等の法面施設は本章「第13節 土砂災害応急対策計画」の各応急対策によるものとする。

1. 実施責任者

災害時における道路、港湾・漁港施設等の応急対策は、それぞれの管轄機関及び管理者が行うものとする。本町は各施設管理者等と調整を図るものとする。

[実施主体：総務班・都市建設班]

2. 施設の防護

(1) 道路施設

- ① 本町内の道路に被害が発生した場合は、所管長に報告するものとする。

〈報告内容〉

ア) 被害の発生した日時及び場所 イ) 被害の内容及び程度 ウ) 迂回道路の有無
--

- ② 自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩落土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに警察及び消防機関に通報し、町長に報告されるよう常時指導・啓発しておくものとする。

(2) 港湾・漁港施設

町長は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、各機関との調整及び所管長に報告するものとする。

〈報告内容〉

ア) 被害の発生した日時及び場所 イ) 被害の内容及び程度 ウ) 泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、交通の確保を図るものとする。

(2) 港湾施設

港湾管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護するものとする。

4 応急工事

(1) 応急工事体制

《体制別の実施内容》

実施区分	実施内容
① 要員及び資材の確保	応急工事実施責任者による必要な事前措置 ア) 応急工事に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法 イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法
② 応援又は派遣の要請	応急工事実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて応急工事の緊急実施を図る。

(2) 応急工事の実施

① 道路施設

被害の状況に応じた仮工事等により、交通確保を図る。また、救助活動及び災害応急対策に必要な道路を重点的に実施する。

〈工事内容〉

- ア) 排土作業又は盛り土作業
- イ) 仮舗装作業
- ウ) 障害物の除去
- エ) 仮道、栈道、仮橋等の設備設置

② 港湾・漁港施設

ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は補強工作を行い、堤防の破壊又は決壊した場合、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工するものとする。

イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

ウ) 繫留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止するものとする。

5 主要交通の途絶予想箇所及び代替道路の状況

本町域において、災害時における主要道の交通途絶予想箇所及び代替え道路等については、災害想定を踏まえた整備を図るものとする。

第35節 海上災害応急対策計画

災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設もしくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて住民に及ぼす被害の極限及び拡大防止対策を図る。

[実施主体：総務班(関係機関調整)・産業環境班・消防本部]

1 応急対策

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、本町は県及び防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策の遂行を促すものとする。

また、関係機関は調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部が設置されたときとする。

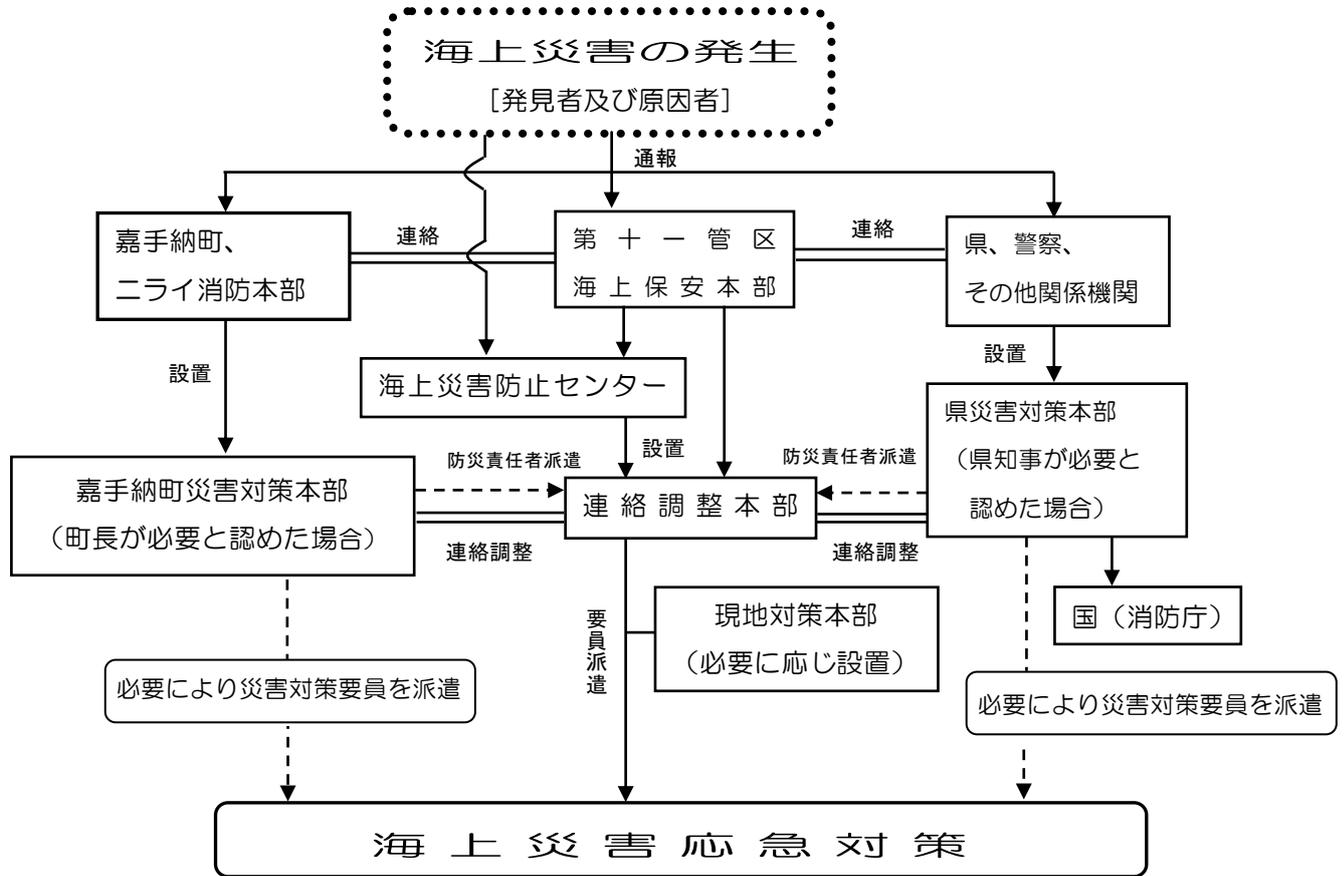
(2) 実施機関

- ① 第十一管区海上保安本部
- ② 沖縄総合事務局
- ③ 沖縄気象台
- ④ 陸上自衛隊第15旅団
- ⑤ 海上自衛隊沖縄基地隊
- ⑥ 沖縄県
- ⑦ 沖縄県警察本部・嘉手納警察署
- ⑧ 嘉手納町及び近隣市町村
- ⑨ ニライ消防本部及び近隣消防本部
- ⑩ 日本赤十字社沖縄県支部
- ⑪ 近隣漁業協同組合
- ⑫ 事故関係企業
- ⑬ 海上災害防止センター
- ⑭ その他関係機関及び団体

第4章 災害応急対策計画

(3) 海上災害発生時の通報系統

《海上災害の通報系統図》



2 海上保安本部の実施（災害応急対策）事項

(1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部を設置する。
- ③ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇・航空機等により被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

第4章 災害応急対策計画

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達措置を図る。

《伝達状況別の措置内容》

伝達状況	措置内容
① 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
② 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
③ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

災害が予想される又は発災後について、関係機関等と密接な連絡をとるとともに巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

《災害情報の収集事項》

災害が予想されるとき	発災後
① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）	① 海上及び沿岸部における被害状況
② 船舶交通のふくそう状況	② 被災地周辺海域における船舶交通の状況
③ 船だまり等の対応状況	③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況	④ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
⑤ 港湾等における避難者の状況	⑤ 水路、航路標識の異常の有無
⑥ 関係機関等の対応状況	⑥ 港湾等における避難者の状況
⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項	⑦ 関係機関等の対応状況
	⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第4章 災害応急対策計画

《事故・火災別の活動内容》

事故、火災別	活動内容
① 船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇・航空機等によりその捜索救助を行う
② 船舶火災又は海上火災が発生したとき	ア) 速やかに巡視船艇等によりその消火を行う イ) 必要に応じ地方公共団体に協力を要請する
③ 危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定を行う。

《段階別の輸送対象》

段階別	時期	輸送対象
第1段階	① 避難期	ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	② 輸送機能確保期	ア) 上記（第1段階）の続行 イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	③ 応急復旧期	ア) 上記（第2段階）の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付や譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障がない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援するものとする。

第4章 災害応急対策計画

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油の拡散及び性状の変化の状況についての的確な把握に努めて状況に応じた防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意するものとする。

《流出油の措置別内容》

措 置 別	措 置 内 容
① 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的にする措置	ア) 巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに出動を要請する イ) 必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第41条の2）に基づき、関係行政機関の長又は地方公共団体の長、その他の執行機関に対し、必要な措置を講ずることを要請する。
② 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる
③ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	ア) 巡視船艇等に緊急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する イ) 必要に応じ海上災害防止センターに防除措置を依頼する

(9) 海上交通安全の確保（措置事項）

《安全確保の措置内容》

安全確保の必要状況	措置内容
① 船舶交通のふくそうが予想される時	当該海域において必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。 (この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める)
② 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する
③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する

第4章 災害応急対策計画

④ 船舶交通の混乱を避ける必要があるとき	災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う
⑤ 水路の水深に異状を生じたと認められるとき	ア) 必要に応じ検測を行う イ) 応急標識を設置する等により水路の安全を確保する
⑥ 航路標識が損壊し、又は流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、「基本法第 63 条第 1 項及び同条第 2 項」の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- ② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置についての措置を講ずる。

- ① 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限もしくは禁止を行う。
- ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

3 町の対応

(1) 災害予防

《災害予防の実施内容》

区 分	実 施 内 容
① 防災訓練	防災業務を迅速かつ的確に実施するため、被害想定を明らかにした様々な条件を設定した実践的な訓練を、関係機関を含めた実施に努めるものとする。
② 啓発活動	職員及び海上で業務に従事する関係者を対象に、第十一管区海上保安本部及び関係機関等と協力して地震、津波等の災害に対応するための基礎知識や災害が発生したときに具体的にとるべき行動等、防災思想の普及高揚を図ることに努める。
③ 調査研究	防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、関係機関と常に資料、情報等を共有し、被害の未然防止に努める。

(2) 海上災害防止対策

港内または港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合、町は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難勧告や荒天準備の指導等、必要な措置を講じる。

また、応急対策の必要がある場合は、町長が第十一管区海上保安本部に要請し、同本部の行う応急対策に協力して活動する。

〈海上被害防止措置事項〉

- ① 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- ② 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ③ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- ④ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- ⑤ 沿岸及び地先海面の警戒
- ⑥ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- ⑦ その他、海上保安官等の行う応急対策への協力
- ⑧ 消火作業及び延焼防止作業
- ⑨ 防除資機材及び消火資機材の整備
- ⑩ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
- ⑪ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

第4章 災害応急対策計画

(3) 在港船舶の対策

町及び関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

〈船舶の被害防止対策〉

- ① 港内停泊船は安全な海域に移動させる。
- ② 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- ③ 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- ④ 航行中の船舶は、早めに安全な海域に避難するよう勧告する。
- ⑤ 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

(4) 災害時の対応

本町（総務班等）は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安本部と協力して実施する。また、第十一管区海上保安本部に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

(5) 流出油汚染事故等対策

《対策別の実施内容》

対策別	実 施 内 容
① 油防除	<p>ア) 油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（第十一管区海上保安本部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合、町は関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。</p> <p>イ) 油汚染事故等の緊急措置については、本町において港湾法及び漁港法に基づき「油濁防止緊急措置マニュアル」を必要に応じ作成し、油防除資材等の設置に努める。</p>
② 漂着油除去	<p>ア) 漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、町は関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。</p> <p>イ) 応急対策用資機材の確保について町は協力し、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努めるものとする。</p>

第4章 災害応急対策計画

4 災害復旧・復興対策

災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ被災の復旧・復興対策を講ずる。

《対策別の実施内容》

区 分	実 施 内 容
① 海洋環境の汚染防止	がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。
② 海上交通安全の確保	災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。 ア) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理指導を行う。 イ) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

5 その他

- ① 各機関は、機会のある毎に海上防災思想の普及に努める
- ② 各機関は、海汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、「海上災害防止センター」の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材の育成に努めるものとする。

第36節 米軍との相互応援計画

[実施主体：総務班・消防本部]

1 相互連携体制の構築

沖縄県地域防災計画では、県内において大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、沖縄県を構成する一員として米軍と県との相互連携体制を構築することが重要であるとしている。

そこで、本町と県は「米軍との相互応援体制」、「消防相互援助協約」等に基づき、災害の種別、規模、態様の情報収集および伝達に努め、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

2 災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル

県内で、地震、津波等による大規模災害の発生により、人命、身体及び財産に重大な被害がおよび、またそのおそれがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に連携を行うための手順として「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」（平成14年1月）を沖縄県と在沖米軍が共同で策定しており、本町においてその手順とともに県の指示を仰ぎ実施することとする。

(1) マニュアルの内容（手順）

- ① 災害時の対応の概要
- ② 災害発生時の連絡
- ③ 応援要請

(2) 具体的な対応

- ① 応援要請の基準（県から応援を要請する場合）

地震・津波等の大規模災害により、沖縄県災害対策本部が設置された場合に、相互に応援する必要があると判断された場合

- ② 役割

ア) 沖縄県

防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県災害対策本部の設置、運営に関する事。
基地対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、米軍の災害対策本部設置の連絡に関する事 ・ 災害状況の連絡に関する事 ・ 災害対策本部決定に基づく応援要請に関する事

イ) 在沖米軍

在沖米海兵隊作戦訓練部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米軍、県の災害対策本部設置の連絡に関する事 ・ 災害状況の連絡に関する事 ・ 応援要請に関する事
-------------	--

※ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」については、「沖縄県地域防災計画（資料編）」を参照。

第37節 林野火災応急対策計画

[実施主体：総務班・消防本部]

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 嘉手納町の活動

- ア 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- イ 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- ウ 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- エ 火災の規模が大きく地元市町で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- オ 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- カ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- キ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第4章 災害応急対策計画

第38節 台風災害応急対策計画

[実施主体：総務対策部・各班・消防本部]

1 目的

本計画は、台風の常襲地帯となっている本県において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、迅速な台風対策を行い、被害軽減を図ることを目的とする。

2 台風の事前対策（準備段階→台風接近前）

（1）町民への台風対策の周知

事前の台風対策が重要なことから、以下の事項を基本として各担当課等が周知に努める。

- ① 気象情報に関すること：総務課、消防本部
- ② 台風に関する知識の周知：総務課、消防本部
- ③ 暴風時等の危険場所に関する注意喚起：総務課、企画財政課、消防本部、消防団、自主防災組織
- ④ 一時避難場所に関すること：総務課
- ⑤ 町民への協力事項（飛来物の事前片付けやごみ収集）：総務課、産業環境課

3 災害対策警戒体制

台風の進路が沖縄本島地方に影響を及ぼすものと予想される場合には、台風対策会議を開催（各課長等で構成）し、各課における台風対策の確認を行うとともに、警戒要員（待機要員）を配置し、災害対策警戒体制（第二配備）をとるものとする。

（1）会議での確認事項

- ア 台風接近の見通し
- イ 各課の連絡・応援体制等の確認
- ウ 執務の要否等、台風接近時における職員勤務の見通し
- エ 各課における台風対策
- オ その他台風に関する事項

第4章 災害応急対策計画

(2) 各課における主な分掌事務

課名	主な事務内容
総務課	①防災行政無線放送 ②各課間の連絡調整 ③台風被害状況の把握 ④関係機関との連絡調整 ⑤職員の執務状況の把握 ⑥庁舎の保全対策
都市建設課	①所管する施設（道路の排水、倒木等、その他危険箇所など）に関する対策
産業環境課	①観光客への対応
福祉課、町民保険課、子ども家庭課	①災害時要援護者への連絡及び支援
総務課、消防本部等	①暴風警報発表について住民への広報活動 ②各地区における巡回活動
その他の課	①所管する施設、事業等に対する対策及び事務

(3) 災害警戒要員（待機要員）

災害警戒要員については、応急対策計画第1節組織動員計画の「嘉手納町災害対策本部・準備・警戒体制の所掌事務及び配備人員」のとおりとする。

(4) 災害警戒要員の解除

台風による危険が解消され、警戒の必要がなくなつたと認める場合には災害警戒要員を解除するものとする。なお、引き続き台風対策を行う必要がある課においては、その要員が解消されるまでとする。

4 災害警戒本部の設置

応急対策計画「第1節組織動員計画」のとおりとする。

5 災害対策本部の設置

応急対策計画「第1節 組織動員計画」のとおりとする。

第4章 災害応急対策計画